

政審資料

1959年
9月15日発行
8.9月合併号

No.22

一目 次一

政策審議会関係大会提出議案

一、長期政策への展望	1
二、低所得階層対策	
三、雇用基本法要綱	5
四、鉱工業の計画的な適正配置構想	13
五、石炭鉱業当面の対策	18
六、農業基本法第二次草案その他	16
七、当面の水産政策	21
八、沿岸漁業振興と漁民対策	25
九、交通運輸政策	27
一〇、金融政策	31
一一、文教政策の重点	37

39

△資料△

当面の外交方針（案）.....

37

発行所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番

一、社会党の長期政策への展望

一、日本国民のおかれている現状

(一) 独占の強化と安保条約の改定

1 戦後、わが国は軍事、政治、経済の全般にわたって、アメリカの従属下におかれ、自主的発展の可能性を強く制限された。

しかし、この間、アメリカの特需、援助、借款等に支えられ、膨大な国家資金による優遇を受けた独占資本は、急速に資本を蓄積し、おくれた農林漁業、中小企業部門との断層を深めつつ、ひとり強大となつた。しかも、最近における独占強化の諸政策（巨大な財政投融資による設備資金の補給、独禁法の骨ぬき）と重化学工業を中心とした新技術の導入、企業合理化によって、いつそう生産と資本を集中し、国際的な市場競争の激化の中であって、海外市場における国際競争力の增强に全力を傾倒している。

2 このように、国内経済の矛盾を深めつつ、戦前以上に強大となつた独占資本は、軍事的にはアメリカへの従属関係を強め、これによつて独占資本による国内支配体制を強化するとともに、政治、経済的自立を強めようとはかゝっている。

3 岸内閣の意図する安保条約の改定は、このような独占資本の利益を反映するものであり、日本国民のおかれている現状はまさに重大であるといわなければならぬ。それは第一に、対米対等、自主防衛の美名の下に、わが国の対米軍事従属関係をいっそう強化し、中ソ両国に対する敵視策を強め、国際情勢に逆行して東西の対立を激化させ、自主中立と平和を願う日本国民の意志をふみにじつて、わが国をアジアにおいて孤立させる危険をはらむものである。

第二に、経済的にも、西欧諸国が東西貿易に全面的に進出しつつある中であつて、ひとりわが国のみが中、ソ、アジア市場の広大な海外市場を失い、正常貿易による国際収支の拡大均衡を実現することを困難に

するものである。

第三に、国内的には、安保軍事体制による国民支配が強化され、平和憲法に違反した防衛力の増強、軍事負担増大による国民生活の圧迫、民主主義の抑圧が進められるばかりでなく、日本国民を再び戦争の危険に追いこむものである。

(二) 国内経済の状態と国民の生活

1 岸内閣は、このような安保体制の強化を進めるにあたつて、独占の強化がもたらした経済成長と、その限りでの一般的な国民生活水準の高まりを誇大に宣伝し、具体的な経済政策を伴なわぬ機上計画による所得倍増論をもつて、国民の間に生活安定の幻想をふりまき、独占の強化による諸矛盾から国民の眼をそらさうとしている。

2 しかしながら、わが国社会に残存する近く、逆にそれを温存し、利用することによつて、ひとり独占資本の高度の近代化と資本の集中が行われた結果、わが国資本主義のもつ矛盾はいつそう深化するに到つてゐる。

すなわち、第一に、最近における技術革新をとり入れた企業合理化と資本の集中は、高度に近代化された鉱工業部門と、おくれた農林漁業、中小企業部門との間の断層をいつそう深め、国民生活の各層における生活水準の格差をますます拡大している。

第二に、その結果、都市における失業者の増大と停滞、農村二、三男の就業困難等の矛盾も蓄積され、わが国における人口増加と雇用問題は、今後の重要な問題となつてゐる。

第三に、資本主義体制の下では、技術革新の成果を全産業に生かすことが出来ず、石炭産業や天然繊維産業等、重要産業の斜陽化の問題を新しく発生させてゐる。

第四に、最近における農業技術の進歩、農業生产力の発展は、農村の中に經營近代

化の新しい動き（農業法人化問題、大型農機具の共同利用等）を芽生えさせているにとかわらず、自民党農政の後退はこれら新しい発展の要素を抑圧し、零細經營農家を不安定なまま放置して、いたずらに兼業農家の増大と、都市と農村との間の所得不均衡の拡大をまねいている。

第五に、安保体制強化の方向において、

防衛関係予算は年々増額し、そのため、社会保障その他国民生活安定のための施策

は、大きな圧迫を受けるに到っている。

(三) 国民各層の要求とわが党の任務

かくて、以上の諸矛盾は、国民各層のなかに大きな不満と抵抗のエネルギーとして蓄積されつつある。

とくに、労働階級を中心とする農民、中小市民、その他国民各層は、戦後の民主的改革以後、保守勢力によって一貫して進められてきた再軍備と非民主化の反動政策に抵抗し、これを阻止する多くの運動経験を蓄えてきた。平和憲法擁護勢力の確保、小選挙区案の粉碎、警職法改悪案の阻止等は、平和と民主主義の勢力が大きく成長してきていることを示すものである。

2 しかしこうした反面、国民生活の中に根

強い不安と不満があるにもかかわらず、中富農、都市中間層労働者上層の中に、消費生活の多面化をたのしむ現状維持気分をかもし出している事実も見逃すことはできない。

3 とくに今日、支配階層は独占の強化がもたらした経済成長をもって、国民経済発展の幻想を国民の中にふりまき、表向きは、国民年金や最賃法など、にせの福祉国家政策を唱えるなど、巧妙な国民ギマン政策をとっており、しかも莫大な金力と権力をもつて全国的に保守の政治的、イデオロギー的基盤を培い、これを組織化しようとしている。

4 このような保守勢力の巧妙なギマン政策に対して、資本主義経済の諸矛盾を明らかにすると同時に、国民経済的規模において資本主義の諸矛盾を解決する諸政策を明らかにし、平和的な経済建設の展望と、自主

中立の独立外交への道を、国民の前に明示することこそ、わが党に課された重大な任務である。

5 われわれは、わが党に課されたこのよう

な任務に答えて、社会党の長期政策への展望を明らかにし、もって労働者階級を中心とする国民各層を広汎に結集し、保守反動政権を打倒し、社会党政権を樹立せんとするものである。

二、社会党政権下における政策

わが党が政権獲得後における政策実行の過程は、第十四回党大会（三十三年二月）において決定した「わが党の長期経済政策の構想」において示した如く、第一期計画、第二期計画、第三期計画を経て、長期に亘る社会主义的計画経

済を実施し、順次高度な近代国家を建設し、社会主义社会への発展を遂げることを明かにした。この長期計画における社会党政権下の到達目標は、一、平和と自主独立、二、産業の社会化と計画化、三、完全雇用と社会保障制度の確立、四、科学と文化の飛躍的向上、五、政治、経済、社会の完全な民主化的達成である。

われわれはこれらの目標を実現するため、現実に政権を獲得し、より具体的重点的に次の如く実現する。

(一) 第一期計画（三年乃至四年）における任務

この段階になし遂げなければならない基本的な問題は、対米追従外交及びその軍事的従属関係を解消し、いづれの陣営にも属さない積極的中立、話し合いによる平和外交を通じて、新時代に対応する外交関係を確立して、政治経済上の民主的成長基盤を整備し、対米偏重片貿易の転換、経済自立の達成、総合的な国土開発に基づく工場配置計画、低所得階層を重点とする社会保障対策の実施及び生活水準引上げの積極的措置、中小企業、農林漁業の近代化等の諸施策を通じて、長期計画の目標達成のための基盤を整備することである。

このことはまた、経済的にも、政権の基盤を強化して次の段階において本格的な社会主義的計画経済の諸策を実現するための重要な準備をすることである。

この段階における中心政策は次の通りであ

る。

1 平和独立の外交と貿易市場の転換、経済自立の達成

対米軍事的従属関係を深めている日米安全保障体制を打破して、日米、日中、日ソ等日本属関係を解消し、日米、日中、日ソ等日本を取りまく諸国との懸案を調整して、完全な自主独立と積極的中立の立場を確立する。同時に核非武装宣言、平和宣言、等を行い平和追求への熱意とその立場をせん明にする。

この外交関係の基礎にもとづき、従来のアメリカ依存度の高い片貿易を是正し、ソ連、中国等の共産圏及びアジア・アフリカ諸国に対する積極的な経済や文化の交流を深め、アジア・アフリカ経済協力機構を設置して後進地域開発と経済提携を強め、貿易市場の転換とその拡大をはかり、日本の貿易構造を健全化し、経済の自立を達成する。

2 低所得階層に対する積極的保障対策

低所得階層に対しては労働条件改善の措置、とくにわが党案最低賃金制の確立、家内労働法の制定、労働時間の短縮、完全雇用化への促進、老人、母子、身体障害者に対する生活保障、年金制度の充実、子弟に対する奨学資金制度の大幅拡充、生活保護の引上げ、年間十万戸の低家賃住宅の建設、特設市場の建設、共同福祉施設の設置等生活環境改善、年収三十六万円までの免税措置等、社会的経済的不均衡是正の積極的な実施する。これによって低所得階層の生活水準はほぼ五〇%の上昇をとげる。

3 中小企業の協同化、近代化

中小企業の関係金融機関の拡充、強化、経営並びに技術指導機関の拡充、税制の改革による合理的な減税措置、技術研究、経営近代化に対する共同施設及び積極的な指導、援助措置を行い、これらを総合して中小企業特に零細企業の近代化と協同化を進め長期間保守政権下に大企業の圧迫によつて背負わされて来た不安と重荷を取除き、日本経済の中に確固たる経済的立場を確立

せしめる。

4 農林漁業の近代化

一連の農業近代化への制度を確立し、効率の高い土地利用、農民に対する耕作権の確立と、牧野山林使用権の保障及び経営共同化の促進、生産費及び所得を保障する農産物価格制度の確立、農業経営の近代化への積極的指導、助成及び機械の貸与、共同施設の建設、沿岸漁業の振興と大企業支配の排除、漁業資源の増殖、魚価の安定、民主的な漁業協同組合の育成、農林漁業労働者の労働条件の改善による近代労働者化、サービスセンター網の設置と技術改善指導、生活環境改善に対する積極的指導を行い、農林漁業の近代産業としての発展基礎を急速につくり上げる。

5 国土、資源の総合的開発と産業の再配置
工場当たりな開発計画を排し、総合的長期的展望に基ずいた大規模な国土の調査と開発準備に着手し、災害復旧防止の大規模な計画を推進する。

これとの有機的関連において工場の適正配置を中心とした産業再配置計画や地方自治政策も推進させる。この政策は完全雇用を指向する人口、産業計画と結びつくものであるが、この初期的段階としては、大規模な国土及び資源の科学的調査が先行し、土地、地下資源、水等の資源及び河川、港湾等の利用計画を策定し、同時に部分的な開発に着手する。

6 経済の計画化と政治の民主化

今まで恣意的に培かわれて資本集中と独占化を抑制し、大企業と中小企業、農林漁業との甚しい格差や不均衡を調整するため独禁法の強化等の経済民主化の措置を行う。

さらに民主的な経済世論を反映するため、中央には政府、労、使、中小企業者、農林漁業者、及び学識者をもつて構成する国民経済会議を設置し、また各産業、企業別には労働者の参加した経営協議会を設置し、また各産業、企業別には労働者の参加した経営協議会を設置する。

なお日本銀行の国有化を行い、資金計画

委員会を設置して、中央、地方を通ずる財政、金融上の一元的調整をはかり、さらにすすんで経済計画化への基礎的条件を築く。同時に、これら総合的な経済の民主化、計画化の整備状況に応じて、主要産業社会化への計画をも推進する。政治の民主化のために選挙制度及び行政機構の改革、地方と中央を通ずる行政の民主化を行させなければならない。自衛隊については、この縮減を行い、旧警察予備隊程度に漸減、民主的警察組織に改組する計画を具体化し、のこりは技術的再教育を行い、平和国土建設隊として大規模な国土及資源の科学的調査と開発の中心的役割を担わしめる。

さらに反動政策と諸法令及機関を撤廃して、政治活動の自由、労働基本権、表現の自由等の憲法で保障する基本的人権を回復せしめ治安、警察制度の徹底的民主化をはかる。同時に保守党政権と結びついてきたあらゆる腐敗組織を切離し、厳正な政治、明朗な社会の建設を急ぐ。

以上の政治的、経済的民主化の実態と次の段階における基本的諸計画を国民の前に明かにし、政権の初期段階における成果と将来の方向に対し充分な理解と積極的支持を得ることが、この段階における重要な政策上の任務である。

(二) 第二期五ヶ年計画の方向

第一期計画における基礎的条件にもとづいて、社会主義的諸計画を現実に推進する実行段階に入る。この期間に大幅な社会保障政策の実現、産業の近代化、合理化をさらに促進し、原子力、電力、石炭、鉄鋼、重化学工業、肥料等の重要産業及び、重要金融機関社会化に着手し、資本主義的利潤追求の産業構造を社会主義的計画経済のレベルの上に乗せつつ、生産の拡大とその質的転換を具現していく。

同時に第一次段階において準備された国土及び資源の調査に基づいた全面的な開発計画の実施と、工場の適正配置が進行され、国全体の見地から都市及び人口の再配置計画が実施に移される。

さらに科学技术機関の拡大と整備をはかり、近代科学を全面的に取り入れた重化学工業、近代工業を育成発展する。かくてこの段階では高い水準の近代工業が國の積極的な計画として発展するが、尚、第一次段階で、残された諸政策の整備調整と急速な解決がはかられる。即ち低所得層に対する水準引上げ策は急速に実現し、この段階の終期においては、住宅の絶対不足は解消し、医療制度の完全社会化、総合年金制度の全面的実施等、ほぼ完成された形で実現される。

また農林漁業、中小企業の近代化、共同化は急速に進められ、雇用状態は、完全雇用を目指して、労働条件は大部分近代的に改善される。

(三) 第三期五ヶ年計画

二期に亘る努力と成果に基づいてさらに本格的な社会主義的計画へと前進する。第三期計画においては、第二期計画における金融、主要産業の社会化に引き続き、第一次より第三次産業に亘る一貫した社会化が進められ、資本、資源、生産、流通の過程にわたる国民経済の計画化へと発展せしめる。

農林漁業、中小企業の近代化、組織化、共同化が全面的に進められ、経済全体の上からも不動の立場を確立する。

産業の近代化は急速に進み、生産性が高まり、経済は飛躍的に発展して、国民の生活水準は先進国の水準に到達する。

この三期に亘る長期計画の実施を経過しても、なお若干の進度合の不均衡や、地域的部分的アンバランスを生ずることがあり得るかも知れない。しかしこれらは、積重ねられた長期の政策からみてその本質的な矛盾を意味しない。従って、さらに高度な発展を目指す計画を各種の情勢に対応して継続することによって輝かしきわれわれの任務は最終的に達成される。この成果として、資本主義下にあつた矛盾と無計画性は完全に克服され、新

新しい未来が現実にわれわれのものとなるのである。

かくて、平和で建設的な新しい文化が創造され、差別と搾取なき社会、何人もその意志

と能力に応じ健康で文化的な生活を保障される社会、即ち自由にして民主社会が建設され、搖ぎなき社会主義政権の基盤が確立されるのである。

二、低所得階層対策

—明るい生活四千億円計画—

まえがき

一、低所得階層の現状

今日わが国には一五〇万人の生活保護受給者があり、この保護基準すれすれのところに消費水準を保っている低賃金労働者、零細自営業者（農、漁業、商工業その他市民層）は一千萬人以上も存在している。（三二年度厚生白書）これを就業状態からみれば働くに必要な最低の生活費すらまかなえない低所得就業者、および日雇労働者を含めた失業者、半失業者は一、二四〇万人にも達している。（三二年労働力臨時調査）このような状態は、一方で国民のおどろくほど多数が栄養失調にかかっているという状態としてあらわれている。すなわち、とくに、滋養やカロリーのすぐない食物の摂取に比して労働の過重な零細農民や日雇い労働者を中心に、全国民の二五・九%（四分の一以上）が栄養欠陥にともづく身体症状を呈しており、この傾向は数年来、ふえる一途をたどっている。（三三年度国民栄養白書）こうした所得の低い人々の生活水準は、国民所得全体の伸びのなかでいちじるしく立ちおくれ、停滞している。昭和二十九年から三十三年にいたる期間の所得上昇率の差異を所得階層別みると、高額所得層四〇%所得の低い層二〇%と大きな開きがあり、とくに最下層にある臨時日雇い世帯などではまったく停滞的である。生活保護世帯の消費支出については、一般都市労働者家庭の消費支出と比較しても、昭和二十六年当時ほぼ二分の一であつたものが昨今では三分の一程度に低下してきており、これらの層はまったくの貧困状態のまま放置されている。憲法は国民の生存権の基本的保障として「すべて国民は健康で文化的な最低

限度の生活を営む権利を有する」（二五条）と述べているが、右の状態がこのような権利にもとづく最低生活の水準からもほど遠いことはあきらかである。

一方には、消費革命といわれるほど生活の近代化、電化がすすんで、国民生活の消費面にはなやかな変化があり、一般的な文化水準の向上があつたことと対照的に、他方では、最低限度の生活も満足に営めない膨大な数の人々がその日暮らしの生活を送っている、という矛盾した事態を、政府の各種統計は示している。また国民各層の生活水準の格差は今日いよいよひろがっており、ごく一部の高額所得層（経営者層、それに属する層、高額利子所得者層など）を除けば、一般に消費生活面の拡大にもかかわらず、労働者家庭の生活不安、疾病とともに貧困化の不安、老後の不安などはなくならないどころか、むしろ大きくなりつつある。

二、低所得と生活不安の原因は何か

国民生活における賃金、収入のいちじるしい格差をもたらしたものは何か。

それは、何よりもわが国の支配階級である独占的大資本の政策にもとづいている。わが国の資本家階級は、戦後の復興から再建の過程で国の援助にもとづいて急速に資本を蓄積してきたが、それは同時に生産と資本の集中、集積をつぶめ、独占的財閥企業による企業の系列化をもたらした。景気後退や不況に際しては、ギセイはつねに中小企業やそこに働く労働者の肩に転化され、惜しげもなく放出される國の財政資金に支えられて独占資本はますます肥えふつた。いわゆる日本經濟の二重構造といわれるものが、こうして形成された。

今日、技術革新の進行するさ中において、独

（ 5 ）

占の大企業と中小企業との生産力の格差、技術水準の格差はいよいよ拡大しており、それにともなって労働者の賃金その他の労働条件の格差もひろがっている。こうした二重構造の下部にある中小企業労働者、臨時工、社外工、日雇い労務者などの低賃金体制こそ、独占資本のくめどもつきぬ利潤の源泉である。

そして、この低賃金体制の温存のために、独占資本は、勤労大衆の「健康で文化的な最低限度の生活」の要求すら拒否し、一律最低賃金制のかわりに業者間協定を中心とするギマン的最低賃金、P・W賃金を労働者に押しつけようとしている。それだけでなく、独占価格に支えられる諸物価は、労働者、農民その他国民大衆の生活を圧迫している。

さらに技術革新とともにわれた企業の近代化、合理化（機械化、オートメーション化をふくめて）は、従来の熟練、非熟練の労働者を急速にかつ大量に街頭に放りだしており、働く能力あるものの失業、半失業状態はひろがり、低賃金、低収入層はますます増加する一方である。

低い所得にもとづく家計の貧しさは、栄養の欠陥、不健康な状態に人々を追いやる。疾病は、もつとも多く收入のすぐない家庭を襲う。現実に生活保護受給者へ転落する原因の六〇%は疾病である。貧困と疾病は、かくて果てしない悪循環をくりかえしている。相当程度の賃金、収入を得ている家庭においても、長期間にわたる疾病は家計を破かいし、低所得階層に転落する原因となる。このため、一般勤労家庭においても生活の不安、貧困への転落の危機に絶えず直面している。また高い家賃や教育費、税金などの負担はおもく家計のうえにのしかかり、生活水準を引下げる大きな条件となっている。

このような状態を是正するためには、国の責任による社会保障制度が確立され、最低限度の生活を維持するに足る医療保障、所得保障がなされねばならない。また労働者の賃金を底あげし、全体としての低賃金状態を打破するに足る最低賃金制が実施されねばならない。

だが、これら国民生活の安定と向上のための諸制度の確立は独占資本の利益を代弁する支配

勢力によつてつねにサボタージュされてきたのである。

三、全般的な対策の必要性

かくて今日では、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するための諸施策を要求する国民の声はかつてないほどたかまりをみせている。岸内閣は、こうした強い要求におされて地方選挙・参議院選挙を前にして、最低賃金、国民年金、国民健康保険、中小企業労働者退職金などに関するいくつかの制度をつくり、これを宣伝した。しかしこれらの制度がギマン的、あるいは名目だけのきわめて低劣な内容のものであり、とくに低所得階層にたいする所得や生活の保障としては、現状に即応しないものであることは当初から指摘されており、また現実にあきらかになりつつある。

しかも一方では「所得倍増論」などを唱えて、大資本による独占的支配の底辺にあるボーダー・ライン層、生活被保護層の矛盾から国民の目をそらせようとしている。だが今日、国民生活の安定向上のために真に必要な政策は、漫然たる一般的「所得倍増」ではなくて、一般勤労者家庭、ボーダー・ライン層、生活保護家庭の「所得倍増」でなくてはならない。

だが、このようなことは、最低賃金や社会保障など、総じて社会政策費を多少引きあげるといふだけの糊塗の政策では実現不可能である。したがつて低所得階層の生活を保障し、経済政策全般にわたる施策が必要である。すなわち、国民経済全体の計画的な発展にともなう完全雇用の達成と相まってはじめて可能である。したがつて低所得階層の生活を保障し、一般勤労家庭の貧困への転落を防止するための計画的な諸施策が独占資本の利益に奉仕する反動的な政策と両立することはあり得ない。

とくに岸内閣のもとにあつては、日米安保体制の強化の方向において防衛力増強の巨大な財政負担が計画されており、それは直接に、平和と生活の安定向上を願う国民大衆の要求といちじるしく矛盾している。

わが国の平和と積極中立を実現し、民主主義的土台のうえに、国民生活を真に改善してゆくためには、現状のさまざまな矛盾を打破し、変革してゆく政策主体が必要であるが、このようない任務にたえ得るものはわが党をおいてほかに

ない。

わが党の任務は重大である。

◎低所得階層対策

わが党の長期経済計画の構想にしたがい、金融部門、基幹産業部門の社会化、国土総合開発などを中心に国民経済全体の計画化をすすめ、

労働時間短縮、労働力の適正な配置計画をともなう完全雇用を達成し、一律最低賃金、労働基準の確保などによる労働条件の改善をはかり、あわせて農漁業、商工業など自営業者の経営の健全化と生活の安定向上をはかる。

また現行社会保障制度は、公的扶助を中心と

した救貧的な性格によってつらぬかれている。したがって現行の医療保障、所得保障、社会福祉などの諸制度が、低所得階層にたいしてどれだけ生活水準を引き上げあるいは防貧的な役割を果たしているかといえ、累年の生活保護対象者の増加をみてもあきらかなように、その成果をみるとできない。

一方、極貧層にたいする生活保護の内容については、人間の生存権を無視した扶助が行なわれており、しかもその適用者は増加の傾向にある。

このように政府、与党の防貧政策は、きわめて不十分なものである。他面、生活保護対策は、防貧対策の実施に名をかりて、放置されたままである。

ここに党は、あらゆる階層における低所得者の実態をは握し、ボーダー・ライン層にたいしては、その極貧層への転落の防止、さらには生活水準の引き上げを行ない、生活保護をうけている者にたいしては完全なる生活保障と、労働能力ある者の自立更生の途を講ぜんとするものである。

したがって低所得階層対策として、次の重点施策を総合的、有機的に推進する。

1 現行の医療保障制度を量的、質的に改善拡充する。

2 所得保障の中核をなす現行国民年金制度（被用者年金を含む）の万全化をはかる。さらに、失業保障として現行失業保険制度を大幅に改善する。

3 住宅、社会福祉、住宅その他環境衛生対策を強力に推進する。

4 現行公約扶助制度を生活保障の観点から抜本的に改正する。

5 これらの諸施策を実施するため、現行行政機構を改革し、総合的、有機的に社会保障行政が行なわれるようにする。

（雇用賃金対策）

1 雇用基本法の制定

2 国土総合開発、公共事業費（とくに低家賃住宅の建設に重点をおく）など、雇用吸収をたかめ財政支出を増大する。

3 雇用効果のたかい産業（機械、精密工業など）の育成とその適正配置をはかる。

4 失業対策事業の業種（事務サービス失対をふくむ）ならびにワクの拡大と改善、日雇労働者の賃金引きあげ、P・Wによる賃金ストップを打破する。

5 最低賃金制の確立（最低賃金法、家内労働法の実施）をテコとする低賃金体制を打破する。

6 臨時工、社外工などの変則な雇用形体をなくすとともに、劣悪な労働条件を改善する。

7 時間短縮を全面的に実現し、労働の軽減と雇用量の増大をはかる。

8 長時間労働の廃止など労働基準の確保につとめる。

9 身体障害者雇用法を実施し、身体障害者（内科障害をふくむ）の自立と生活安定をはかる。

10 職業訓練の拡充改善、とくに身体障害者の職業訓練、授産事業のすい進をはかる。

社会保障対策

一、医療保障対策

（方針）

1 現行医療保険の中に予防給付、後保護給付、および出産給付を含める。

2 雇用者はすべて、被用者保険を適用する。

3 被保険者および被扶養者の医療費の負担は全廃することを目的に、当面、これを軽減する。

4 被保険者がひとしく完全なる医療をうけられ、治ゆするまで給付を行なうよう措置する。

1 現行健康保険法を改正する。

（対策）

(1) 五人未満事業所の従業員を強制適用する。

イ、五人未満事業所の事業主負担率は当分の間、現行の事業主負担率の二分の一を軽減し、軽減分については国の負担をもつてこれに充てる。

(2) 被保険者の初診料、入院料の一部負担は全廃する。

(3) 被扶養者の医療費一部負担は全廃を目指す。

(4) 医療給付は医学医術の進歩とともに内容で、制限診療、規格診療を排する。

(5) 差額徴収は認めない。

(6) 予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加える。

(7) 予防給付は予防薬の配付、健康診断、人間ドックなどを行なう。

ロ、出産給付は被保険者、被扶養者にそれぞれ全額給付を行なう。分べん費給付はこれを排する。

(8) 傷病手当金を引きあげ、支給期間を延長する。

(9) 出産手当金、ほ育手当金、埋葬料を増額する。

(10) 国庫負担は保健給付の二割とする。

(11) 現行国民健康保険法を改正する。

(12) 医療給付は全額給付を目途として、当面七割給付を行なう。

(13) 医療給付は医学医術の進歩とともに内容で制限診療、規格診療を排する。

(14) 予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加える。

(15) 傷病手当金、出産手当金、ほ育手当金制度を義務制度として加える。

(16) 国庫補助は保健給付の三割とする。

(17) 現行日雇労働者健康保険法を改正する。

(18) 適用範囲を拡大する。また現行法でせり適用になつてゐる部面についてはこれを法的適用にする。

イ、山林労働者、付添婦などに適用する。
医療給付期間は健康保険に準ずる。
給付の条件を緩和する。
イ、事故発生の二ヵ月間に二十八日以上あ
るいは六ヵ月間に六十日以上の保険料を

納入することを条件とする。

傷病手当金は当面九十日間支給する。

予防給付、後保護給付、出産給付をあら
たに加える。

出産手当金は当面九十日間支給する。

ほ育手当金、配偶者手当金制度を創設し
六ヵ月間支給する。

国庫負担は五割に引き上げる。

結核については予防、治療、後保護に至る一貫した対策をたて、全額国費をもつて根絶をはかる。

(1) 予防（結核予防法を改正する）
(2) 保健所を拡充増設する。

ロ、保健所勤務医師、技術職員の充実と給与の大改改善を行なう。

ハ、公私医療機関を動員して啓蒙宣伝活動を盛んにするとともに、予防、検診に実効あらしめるための措置を講ずる。

ニ、結核専門のケース・ワーカーおよび保健婦などを多数養成する。

(1) 予防（結核予防法を改正する）
(2) 医療（結核医療法を立法する）

イ、全額国費をもつて行なう。

ロ、病床を増設し、その合理的運営をはかる。

ハ、結核医療関係者の待遇を改善する。

ロ、回復者の就職対策など、社会復帰を強化を立法する）

イ、公私後保護施設を増設し、施設および運営の充実をはかる。

ロ、回復者の就職対策など、社会復帰を強化力を推進する。

イ、けいはいその他の塵はい病、外傷性せき臓、風土病、精神病、精神薄弱者および重度の身体障害者に関する医療費は全額国庫負担とし、結核対策に準じて行なう。

ハ、医療機関の配置は公私の機関を同一にとり扱い、その適正配置の措置を強化する。

イ、無医地区の解消をはかりあわせて機関の機動化および人員の交流をはかる。

ロ、無医地区解消に応ずる私的医療機関には補助を行なうなど適切な措置を講ずる。

ハ、不良環境地区にはとくに医療施設を設置

二、所得保障対策

(方針)

1 医療保険制度における傷病手当金などの所得保障の分については、保障内容の統一と平穏化をはかる。

2 雇用者はすべて失業保険を適用し、制度の改善をはかる。

3 公的年金制度を改善し、支給条件の緩和ならびに最低生活を保障するよう措置する。

(対策)

1 現行医療保険制度においては各制度とも傷病手当金、出産手当金、は育手当金をかならず給付するものとする。

(1) 傷病手当金の給付は全国一律最低賃金八千円の実現と相まって、月額最低七千円を目指して漸次引き上げる。

イ、健保、船保については標準報酬月額のうち九千円未満の部分については八割を支給し、給付額の改善をはかる。

ロ、国保については主たる生計の維持者にたいして傷病手当金を支給する。

ハ、日雇い健保については八割程度に引き上げる。

(2) 傷病手当金の給付期間は原則として治ゆするまでとする。

(3) 出産手当金の給付は傷病手当金と同一額とし、給付期間はすべて産前、産後それぞれ六週間以内とする。

(4) ほ育手当金および配偶者は育手当金の給付はそれぞれ月六〇〇円とし給付期間は六カ月とする。

カ月とする。
カ月とする。

(5) 五人未満事業所従業員を強制適用する。

(6) 日雇いに關する失業保険についてはその適用範囲を拡大し、待期日数について軽減する。

(7) 給付期間は原則として一ヵ年まで延長する。
給付率については標準報酬九千円未満の部分については八割まで引き上げる。
国庫負担の増額をはかる。

(8) 現行国民年金法は社会党国民年金制度の実現を目標に当面つぎの点を改正する。

(9) 無拠出年金の支給年令を引き下げる。

イ、老令福祉年金は六十歳から支給する。

ロ、障害福祉年金は十五歳から支給する。

ハ、母子福祉年金の扶養児童年令を二十歳未満のものとする。

(2) 無拠出年金の年金額を引き上げる。

イ、老令福祉年金は六十五歳未満千円とし、六十五歳以上は二千円とする。

ロ、障害福祉年金は対象者を三級障害までとし、一級四千円、二級三千円、三級二千円とする。

ハ、母子福祉年金は三千円とし、児童加算を六百円とする。

(3) 準母子世帯については母子福祉年金を支給する。

(4) 障害福祉年金は内科障害を含む。

(5) 無拠出年金は生活保護費と併給する。

(6) 厚生年金等既存の公的年金制度との通算調整を行なう。

(7) 厚生年金は五人未満事業所の従業員に適用する。

(8) 厚生年金など既存の公的年金制度における配偶者は国民年金に強制適用する。

三、社会福祉対策

(方針)

1 低所得者のための低廉なる住宅を画期的に増設する。

2 老令、母子、児童にたいする福祉施設を扩充する。

3 低所得者の自立更生を促進するため、更生制度を強化する。

4 一般家庭における消費支出の軽減および生活の合理化、近代化をはかるよう措置する。

5 不良環境地区の改善および公衆衛生を改善する。

6 娠産婦、乳児、児童にたいする栄養改善と負担の軽減をはかる。

7 家族計画と優生保護の推進により、国民資質の向上および家庭生活の向上をはかる。

(対策)

1 低所得者のための低廉なる住宅を大量に建設する。

(1) 住宅環境と緑地政策を結びつけて居住者の精神的資質や情操をたかめるようにし、公営の鉄筋アパートを建設する。

イ、集会所、託児所、公衆電話、診療所、

公的廉売市場、共同炊事場、遊園地、運動場、共同浴場、共同娯楽施設、街灯などの施設を設置しとくに大都市においては緑地帯をもうける。

口、年間十万戸以上を建設する。

ハ、家賃は当面千円以下とする。なお、生

活保護の住宅扶助をうける者については家賃は免除する。

ニ、母子世帯には優先的に入居せしめる。

2 老人、母子、児童などの福祉施設を拡充す

(1) 有料、無料の老人ホームを増設する。

イ、老人福祉法を制定して老人ホームを設置する。

ロ、私立の老人ホームの建設については国

は建設費の半額を補助する。

ハ、国立有料老人ホームは、社会党の国民

年金制度の老令年金額との見合いにおいて入所できるようにする。

ニ、国立無料老人ホームは現行公約年金制度の年金額を受給されない低所得者が入所できるようにする。

ホ、老人ホームは、老人に相応した作業を行なうようにし、個人の収入の途を講ずる。

ヘ、老人療養ホームを設置し、老人の病人を収容する。

ト、老人クラブなどを推進するための措置を講ずる。

(2) 児童センターを設置する。

イ、児童の健全なる育成のための教育、文化、娯楽などの資料および児童相談所を兼備した施設とする。

ロ、児童センターは児童遊園地を持ち、セ

ンターにはサークル指導員などを配置する。

(3) 保育所の現行保育料は全廃を目指し、漸次軽減する。さらにその増設をはかる。

イ、保育所に関する必要な規定を母子福祉法を制定して条文化する。

ロ、保育所入所希望者は全員入所せしめ

る。

ハ、生活保護世帯、母子世帯にたいする保育料はこれを免除する。

イ、資金は全額国庫負担とする。

ヘ、国が推進する保育所は地域と中小企業の職場を中心に設置し、国費負担を大幅に増額する。

(4) 婦人センターを増設する。

イ、母子福祉法を制定して母子対策の総合

一元化をはかり、婦人センターの設置を法文化する。

ロ、婦人センターは、未亡人および母子世

帯の技能習得、職業補導、授産事業、これにともなう児童保育施設の設置、母

子、婦人問題に関する相談、結婚相談、職業紹介、あっせんなどを行なう。

ハ、婦人センターは各都市に一ヵ所設置することを目的に増設する。

(5) 法律無料相談所などを設置する。

イ、法律相談だけでなく生活、身の上相談などについても行なうようとする。

ロ、裁判に関する弁護料については無料とするための措置を講ずる。

(6) レクリエーション施設を設置する。

イ、観光地、保養地に低廉な公営の宿泊施設を設ける。

ロ、青少年のための施設を各地に増設する。

イ、資金は全額国庫負担とする。

ロ、貸付額はつぎの通りに引き上げる。

種類	貸付金額の限度	据置期間	償還期限	利子
生業資金	三十万円(母子団体に対する場合は、百万円)(現行五万円、母子団体に対)	貸付の日から二年(現在一年)	据置期間経過後十年以内	

事業継続資金	三十万円(母子団体に対する場合は、現在三十六万円)現在三万円、母子団体に対する貸付なし)	する貸付なし)	(現在四年)
支度資金	三万円(現在一万五千円)	貸付の日から一年)(現在六月)	貸付の日から二年)(現在六月)
技能習得資金	三年以内の期間中月額三千円(現在二年内の期間中月額五千五百円)	知識、技能を習得する期間が満了し(後二年)(現在六月)	据置期間経過後十年以内(現在は五年)
生活資金	本人について、月額三千円(現在一千円)その扶養している児童につけ、月額千五百円(現在五百円)	支度資金五年及び生活資金十一年(現在六月)	据置期間経過後五年以内(現在は三分)
住宅補修資金	一回につき、六万円(借家の場合は二万円)、(現在は、大学もしくは専科大学に就学し、又は実地修練を受けている者について、又は、(現在は、二年内の期間中月額三千円)月額四千円(現在三千円)	貸付の日から一年(現在六月)	貸付の日から一年(現在六月)
修学資金	高等学校に修学する者については、月額二千円(現在千円)	当該修学資金の貸付により就学したた最後の学校又は実地修練を終つた後二年(現在六月)	据置期間経過後二十年以内(現在は五年)
修業資金	三年以内の期間中月額三千円(現在は、二年内の期間中月額五千五百円)	知識、技能を習得する期間が満了し(後二年)(現在六月)	据置期間経過後五年以内(現在は三分)
		な(現在のみ無利子貸付)	な(現在のみ無利子貸付)

- ハ、医療費貸付については長期短期に分け
償還についても適正な措置を講ずる。
- (3) 世帯厚生資金の貸付けは現行制度に準じて行なうが、貸付金額はこれを引き上げ母子福祉資金の貸付額と同額とする。
- (4) 資金の貸付けについてはすべて更生指導を行なうよう措置する。
- 4 家庭消費支出を軽減する措置を講ずるとともに、生活の合理化、近代化をはかる。
- (1) 低所得階層の多い地区に共同浴場、共同炊事場、共同使用の電気洗たく機を設置した共同洗たく場などを設け、あわせて近代的家庭生活にマッチした共同炊事の推進をはかる。
- (2) 冠婚葬祭については公営化を進め、家庭支出の軽減に寄与する。
- イ、新婚世帯については生活必需品の廉価購入が行なえるよう措置する。
- ロ、結婚式は簡素化して低廉に挙式できるようにする。
- ハ、葬儀は医療保険の葬祭給付に見合った葬式を営みうるようにする。
- イ、電気、水道料金、ガス料金、交通料金など独占物価を軽減する。
- イ、家庭電気料金および水道料金のうち基

- ハ、医療費貸付については長期短期に分け
償還についても適正な措置を講ずる。
- (3) 世帯厚生資金の貸付けは現行制度に準じて行なうが、貸付金額はこれを引き上げ母子福祉資金の貸付額と同額とする。
- (4) 資金の貸付けについてはすべて更生指導を行なうよう措置する。
- 5 環境衛生、公衆衛生を改善する。
- (1) 上水道、簡易水道(共同電気吸いあげ井戸などを含む)を増設する。
- (2) ハエ、カ、ネズミなどの徹底的撲滅をはかる。
- (3) し尿処理の公営化を促進し、その衛生的処理をあわせ行なう。
- イ、し尿の処理はすべて科学的処理方法を目途として推進し、漸次農村還元、不衛生処分を解消する。
- ロ、し尿くみとり料金を軽減するよう規制し、漸次公営化する。
- (4) 不良環境地区については、これを漸次整理して、低家賃鉄筋アパートへの住居移動を促進する。
- イ、低所得者のための住宅計画をたてる。
- ロ、当面の措置としては、公的サービスとしての授産施設、診療室、理髪室、託児室などを備えた生活館、および共同浴

場、共同炊事場および洗たく場、下水、排水路、街灯、遊び場などを設置する。

ハ、生活改善指導員、家事援助婦などを配置する。

6 妊産婦、乳児、児童にたいする栄養改善と負担の軽減をはかる。

(1) 妊産婦および乳児にたいし、牛乳、乳製品などの低額配給を行なう。

イ、妊娠には産前六ヵ月間、牛乳、栄養剤などの低額配給を行なう。

ロ、産婦には産後六ヵ月間、乳製品栄養剤などの低額配給を行なう。

ハ、乳児には一年間、牛乳、乳製品などの低額配給を行なう。

ハ、乳児には一年間、牛乳、乳製品などの低額配給を行なう。

ニ、右の措置は配給公団などの設置を考慮する。

(2) 小、中学校の児童にたいしては、完全給食、給乳を実施する。

7 家族計画と優生保護を強力に推進し、国民資質の向上と家庭生活の向上をはかる。

(1) 家族計画のための器具、薬品の廉価、無料配布制度を強化する。

イ、家族計画のための器具、薬品の廉価、無料配布制度を強化する。

ロ、受胎調節指導員の待遇を改善し、普及のため機動力をもたせる。

ハ、普及のための民間団体にたいしては国が積極的に協力する。

公的扶助対策

(方針)

1 現行生活保護法を生活保障法に改め、生活

保障の観点からこれを抜本的に改正する。

2 公的扶助の対象は個人単位を原則として、

これに世帯単位を加味したものとする。

3 働らく能力のある者にたいする公的扶助は、自立更生の途を考慮したものとする。

4 現行生活保護の基準額を引き上げる。事務手続きの簡素化ならびに行政機構の民主化、能率化をはかる。

(対策)

1 現行生活保護法を改正し生活保障法とする。

(1) 生活保障法は生活に困窮するものが、左

の項目以外の利用しうる資産、能力を健康で文化的な最低限度の生活維持のために活用することを要件として行なわれる。

イ、健康で文化的な最低生活に必要なもの

ロ、国民の慣習として認められるもの

ハ、将来の自立に必要と認める最低限度のもの

(2) 現行の世帯単位の原則に個人単位の考え方を加味してその欠陥を改める。

イ、夫婦あるいは十六歳未満の子女を有する世帯にたいしては世帯単位で保護の要否を決める。

ハ、義務教育以上の教育をうけていても、それを条件に扶助が行なわれないようなことのないよう措置する。

ハ、扶養義務者の収入の差し引きについては別に定める基準にもとづき一定の控除をおこなう。

ハ、義務教育以上の教育をうけていても、それを条件に扶助が行なわれないようなことのないよう措置する。

イ、夫婦あるいは十六歳未満の子女を有する世帯にたいしては世帯単位で保護の要否を決める。

ハ、扶養義務者の収入の差し引きについては別に定める基準にもとづき一定の控除をおこなう。

イ、教科書、副読本、辞書などの学用品、

通学用品、PTA会費、教育に必要な交

通費、および課外教育費、旅行費用につ

いては実費とする。

6 (1) 出産扶助を改善する。

(2) 現行基準額を引き上げる。

- ロ、技術をならうばあいは一ヵ年二万円。
ハ、右のための交通費は実費とする。
イ、仕事につこうとするばあいは一件につき二万円。

ニ、就労のため必要なものについては実費とする。

三、雇用基本法要綱草案

まえがき

働く意志をもち働く能力を有するすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る勤労に従事する権利をもつ。

そしてこの権利の保障は政府並びに地方自治体に課せられた重大な責務である。この責務を全うするため政府並びに地方自治体は自らが立案し実施しようとする諸々の政策を完全雇用の達成と維持という目標に向って集約し、且つ計画化す努力を払わなければならぬ。このことは夫々の政策が個々バラバラの目標に向って無原則に立案され、実施されるのでなく、常に完全雇用の達成と維持という共通の広場に立って有機的に結合し、計画的に推進されなければならないことを意味する。

従つて完全雇用の達成とその維持は諸政策の実施に伴つて結果的に生ずる単なる果実ではなく、それ自体各政策の意識的目標でなければならぬ。

このために、先づ政府は、経済政策並びにその他の諸政策がこの目標に向つて有效地に展開されるよう配慮するとともに、各政策が同一目標のもとに立体的、有機的に結合し、これらが計画的に実施されるよう努めなければならない。また地方自治体はこれら政府の諸施策の円滑なる実施のために積極的に協力し、他方、地方自治の原則の立場から独自にこの目標達成のために諸施策が実施されるよう努めなければならない。

このことが国民的要請として強張されるゆえ

んは、現在のわが国における雇用の現状並びに将来の見通しに対する暗い予測に基いている。

今日わが国には約四、三七〇万人の労働人口（三十三年）が存在し、このうち政府統計によれば約六十万人が完全失業者となつてゐるが、就業者の中には、雇用審議会の答申で指摘された如く、一応就業しながらも最低の生活すらまかえない低所得者、臨時工、社外工、日雇といつた、いわゆる不完全就業者が約一〇〇〇万人も存在し、これらが完全失業者の場合と同様新たな職を求めてゐる。

これに加えて、わが国の人口増加は、家族計画等の普及によつて年々減少してきたが、他方労働市場に年年出てくる新規生産年令人口は逆にここ当分一三〇万人に達する見込みで、雇用問題の前途はこの点からも容易ならざるものがある。

このような、自然的要因に基くもののほかに看過できない点は社会的要因に基く雇用の停滞ないしは減少の問題である。

景気変動の激しい日本経済の中で各産業、企業はそれによるマサソができるだけ少なくするため、新規常用雇用の雇入れをストップし、そのあな埋めを専ら臨時工、日雇等の採用によって切抜ける策をとつてゐる。この結果は一方において健全な雇用の増大をはばみ、他方においては生活の不安定な不完全就業を増大するという好ましからざる結果を招來してゐる。

更に重要なことは、本来雇用者を多量に吸収すべき大企業が国内経済の振興と国際経済競争への復帰という名の下に、無計画、無原則に技

7 生業扶助を改善する。

(1) 生業扶助の金額を引き上げる。

イ、仕事につこうとするばあいは一件につ

第一 章

術革新を行つて雇用の手控え、更には首切りを続出し、雇用問題の前途を更に暗いものにしている点である。

かくてわが国における雇用問題は単に雇用者の問題として取上げただけでも幾多の困難な問題が山積している。しかしわが国における雇用問題は単に雇用者の問題だけにとどまらない。それは同時に、雇用関係にない農村の過剰労働力を雇用者へ転換する課題と、更には零細な自営業主、家族労働を健全な雇用者に切變える問題でもある。

ここにわが国の雇用問題が極めて複雑、かつ困難なゆえんがある。しかしわれわれはこれらの困難と斗い、幾多の障害を乗り越えて目標の貫徹に向つて前進しなければならない。

そのためには、今まで政府がとつてきた單なる経済成長策では問題は一向に解決しない。それは放慢で無計画な経済拡大を助長す意味はあっても、積極的な雇用政策としての意味をもたない。産業構造、雇用構造改善のための長期的展望とそれに見合う労働力の適正配置に対する確固たる見通しをたて、それに向つて総ゆる政策を計画的に推進することなしにこの目標を達成することはできない。

同時に完全雇用の達成は、単に量的な雇用を確保することにとどまるものではない。むしろわが国の現状よりすれば、その質の改善が同時に平行的に押し進められなければ、完全雇用政策としての意味をもたない。それは不完全就業を改善し解消する諸施策の実施を要求することに外ならない。従つて最低賃金制度を含む賃金体系の改善や社会保障制度、その他雇用条件改善に関する諸政策が雇用計画と有機的な関連において押し進められることが完全雇用政策の不可欠の条件である。

われわれがここに雇用基本法を制定せんとする理由はこうした諸政策の展開がわが国の雇用問題解決の重要なカギであるという認識に立つためである。

勿論われわれはこの雇用基本法の制定によって雇用問題が一挙に解決するとは夢にも考えていない。しかしこの法の制定によつて完全雇用の達成に一定の軌道を与えることになることを強く確信する。

一、雇用に関する国並びに地方公共団体の義務

国並びに地方公共団体は日本国憲法の定める健康で文化的な生活を営む権利、及び勤労の権利を確實に保障するため、労働の意志と能力を有する総ての国民に対し、就業の機会を確保するとともに雇用条件の改善について積極的施策を総合的に樹立推進し、もつて完全雇用の達成に努めなければならない。

二、雇用増大に関する政府の義務

1 政府は予算案並びにその他の諸施策を実施するにあたり、有効な雇用の増加をもたらすよう配慮しなければならない。

2 政府は完全雇用の達成及び維持に必要な基本計画を策定し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は毎年、予算案提出に際し、雇用に関する年度計、雇用予算計画書、並びに雇用現状報告書を策定し、これらを国会に報告しなければならない。

4 政府は有効な雇用の増大の確保に必要な投資及び資金計画について、充分に配慮しなければならない。

5 政府は有効な雇用の増大を確保するため、とくに雇用吸収度の高い産業の育成、新規産業の創設、住宅、道路の建設等について積極的対策を講じなければならない。

6 政府は労働時間の短縮等により積極的に雇用の増大をはからなければならない。

7 政府は技術革新等により雇用の減少をもたらす分野については、とくに労働時間の短縮に努めなければならない。

8 政府は一時的に多量の雇用減少をもたらす外国技術の無計画な導入等については、これを規制する措置を講じなければならない。

9 政府は労働力の適正な配置を促進するため工業地帡の造成もしくは設定、又は政府施設の設置など、工場等の適正配置について有効な手段を講じなければならない。とくに慢性的労働力過剰地域については積極的施策を講じなければならない。

対して、雇用の機会を確保し、かつその身体的条件に適合した就業ができるよう必要な措置を講じなければならない。

三、失業者救済に関する政府並びに地方自治体の義務

- 1 政府ならびに地方自治体は失業対策事業（公共事業を含む）を積極的に推進することにより失業者の完全な吸収に努めなければならない。
- 2 とくに政府は政令をもって、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域のうちとくに緊急に失業対策を実施する必要があると認められる地域については、これを特別失業地域に指定しなければならない。
- 3 政府は前項の指定をうけた特別失業地域に対しては、一般の失業対策と区別し、緊急に失業者を救済しうる失業対策事業を全額国庫負担により速かに実施しなければならない。
- 4 前各項の政府が行う失業対策事業の実施に当つて関係地方自治体は当該事業が適切に実施されるよう協力しなければならない。

四、雇用条件改善に関する政府の義務

- 1 政府は雇用条件の近代化をはかるため、最低賃金制度、社会保障制度、その他の諸制度の強化充実に努めるとともに労働基準の確保、賃金体系の改善等につき不斷の努力を払わなければならぬ。
- 2 政府は臨工、社外工、日雇その他不安定な低賃金労働者の雇用条件の改善をはかるため、常用労働者と同種の労働に従事するものについては常用雇用形態の採用を促進する指導を行い労働条件の同一性を確保することに努めなければならない。
- 3 政府は事業の開発や雇用の異動については届出制を実施し、とくに労働者の解雇についてはこれを防止する有効な手段を講ずることにより雇用の安定の確保に努めなければならない。

五、基本計画の決定

第二章

1 政府は雇用審議会が策定した雇用基本計画に基き雇用に関する基本計画を決定しなければならない。

- 1 雇用審議会が既存の基本計画を変更することを内容とする改正案を策定した場合は、政府はそれに基き基本計画を改定しなければならない。
- 2 基本計画においては、第一章に掲げられた政府の義務を忠実に履行し、完全雇用の達成及び維持のためとるべき政府の基本方策を明らかにしなければならない。基本計画には左の事項が含まれていなければならない。
 - (1) 完全雇用達成の目標とその到達時期並びに年次目的目標の設定
 - (2) 労働力人口計画
 - (3) 雇用構造改善の方向と到達目標の設定（産業構造改善との関係）
 - (4) 新規労働力の就業及びその安定化に対する対策
 - (5) 労働力の地域的配分に関する計画
 - (6) 不完全就業改善対策
 - (7) 失業者の再就業対策及び救済対策
 - (8) 雇用に關係ある投資計画の設定
 - (9) 雇用効果からみて育成すべき産業の決

六、年度計画の決定

- 1 政府は毎年、雇用審議会が策定した年度計画に基き、当該年度の年度計画を決定しなければならない。
- 2 雇用審議会が年度計画の変更の必要を認めたときは、政府は雇用審議会の意向に基づき年度計画の変更を決定しなければならない。
- 3 年度計画は当該年度においてとるべき雇用に関する計画の大綱を明らかにしなければならない。

七、統計資料の整備

- 1 政府は先の基本計画、並びに年度計画の決定に伴つて必要な基礎的統計資料の整備、充実及び改善に努めなければならぬ。
- 2 前項の統計資料の整備、充実、改善については雇用審議会の意見を聞かなければならぬ。

ら
ない。

八、雇用現状報告書の提出

- 1 政府は、毎年雇用の現状に関する報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の報告書は、概ね左の事項が記載されていなければならない。

(1) 労働力の状態、産業別及び従業上の地

位別就業状態、不完全就業の状態、失業

の状態、賃金の状態、その他の雇用の現

状及び過去一年間における変動の概況

(2) 経済政策及び経済の変動が雇用に及ぼした影響

(3) 過去一年間において雇用失業に関して

政府のとった主な対策

九、雇用に関係のある施策の取扱

- 1 政府は雇用に相当の関係ある施策を立案し、実施しようとするときは、雇用審議会の議を経なければならない。

- 2 政府投資計画を決定するにあたって、あらかじめ雇用審議会の議を経なければならない。

四、鉱工業の計画的な適正配置構想

一、基本構想

国民経済の均衡的な発展と、雇用の拡大をはかり、計画的な都市および農山村の地域計画の推進と、低開発地域、産業衰退地域にたいして近代工業を建設するためには鉱工業の適正配置計画が進められねばならない。

したがつてわれわれは、地域における鉱工業立地計画を策定してその基盤を整備するとともに、既開発地域にたいする工業生産の集中を是正し、低開発地域、産業衰退地域の工業生産力を開発して、地域的な産業コンビナート形態を、長期の展望にそって進めるため、鉱工業の計画的な適正配置構想を積極的に推進する。

二、本構想を必要とする客観的条件

1 わが国の産業構造は地域的に極めて不均的な発展をみせ、既存鉱工業地域と、低開発地域との較差は、ますます拡大する傾向にある。

これが低開発地域における雇用問題を悪化

な
い。

三 政府は、雇用に相当関係ある外国技術の導入を認めるときは雇用審議会の議を経なければならない。

- 4 地方公共団体が失対事業（公共事業を含む）を実施しようとするときは地方雇用審議会の議を経なければならない。

十、雇用審議会

- 1 中央（総理府）、地方（都道府県単位）に雇用審議会を置く。

- 2 中央雇用審議会はこの法律でその権限に属せしめられた事務調査、研究、立案を行うほか政府並びに関係各省大臣に勧告することができる。

- 3 地方雇用審議会は各自治体における雇用計画、公共事業、失業対策についての調査、研究、立案を行うほか、当該自治体の長に勧告ができる。

- 4 雇用審議会の組織（強力な事務局をおく、以下省略）

させ、いちじるしい所得の不均衡となつて、地域住民の生活を極めて低い水準においている。

2 工業生産における技術革新の急速なる導入は、たとえば蚕糸や綿紡にたいする化織工業、あるいは石油化学工業の進出などにみられるよう、新産業に代替される旧産業は衰退の一途をたどっている。また、石炭鉱業は地域的資源の涸渴と、代替エネルギーの進出によって、斜陽産業の傾向をみせていている。さらに地域的特産業についてもその衰退はいちじるしい。しかも、これら産業の衰退地域は、離職者の集中的発生を生み、大きな雇用問題を提出している。

3 既存工業地帯における工業の集中度は、最近とくにひどく、すでに限界に達している地域もあらわれている。このため、工業用水、輸送、電力など、産業基盤の地域的あい路を露呈し、生産力の拡大をいちじるしく阻害し

てある。さらに、工業の密集は、都市人口の異常集中となり、種々の社会問題を招来している。

4 以上のような諸条件は、それぞれの地方自治体間の財政上の不均衡を生み、行政水準の地域的較差をいちじるしくしている。

三、具体的対策

1 工業の適正配置計画の策定

工業原材料、エネルギー、輸送、工業用水および労働力などを立体的に結びつけて、それぞれの地域に適応した工業の適正配置計画を策定する。

工業開発地においては、このような工業建設を強力に推進する。

2 鉱工業開発地域の指定

イ、国民経済の地域的な等発展をはかり、経済力の地域的偏在を是正するため、低開發地域のうち鉱工業的発展を適當とする地域を鉱工業開発地域として指定する。この指定に際しては、重化学工業も入った総合鉱工業地域と、軽工業を中心とした地方鉱工業地域の地域区分を設定する。

ロ、産業衰退地域に近代的工業を発展させるため、または、地方的特産業を振興させるため、それぞれの地域を鉱工業開発地域として指定する。

3 工業制限地域の指定

工業の密集地域のうち工業用水、輸送、電力など、産業基盤の地域的あるいは、その他の地域を、工業制限地域として制限業種を指定する。

4 鉱工業立地条件の整備計画

鉱工業開発地域については鉱工業立地条件整備計画を樹立する。この計画にはつきの諸事項についての計画を含まなければならぬ。

(1) 工業用地（農地利用との調整、遊休土地の利用、埋立などによる工業用地の造成など）
(2) 工業用水（鉱工業開発地域における工業の発展目標達成の際ににおいて必要と予想される工業用水を確保するための計画を含む）

(3) 工業用地（農地利用との調整、遊休土地の利用、埋立などによる工業用地の造成など）
(4) 工業用水（鉱工業開発地域における工業の発展目標達成の際ににおいて必要と予想される工業用水を確保するための計画を含む）

(3) 輸送（鉱工業開発地域における工業の発展目標達成の際ににおいて、必要と予想される原材料および生産品の輸送のための手段に関する計画を含む）

(4) エネルギー（鉱工業開発地域における工業の発展目標達成の際ににおいて必要と予想される電力その他のエネルギーを確保するための計画を含む）

(5) 労働力（鉱工業開発地域における工業の発展目標達成の際ににおいて必要と予想される総労働力にかかる雇用に関する計画を含む）

5 資金の確保

(1) 鉱工業立地条件整備計画にもとづいて行なう事業に要する資金は、国が財政上の措置を講ずる。

6 計画の実施主体

国家予算の統括と計画実施を調整するため、経済企画庁に統合機構を置く。また通産省に工業配置局を設けて計画実施の強化をはかる。

7 鉱工業適正配置審議会の設置

鉱工業の計画的な適正配置計画を進めため、産業界、労働者、地方自治体の各代表および国会議員、学識経験者をもつて構成する鉱工業適正配置審議会を設置する。この鉱工業適正配置審議会は、計画の策定、および実施につき重要事項を調査審議する。

8 地方自治体にたいする助成措置

工業立地条件整備事業を強力に推進するため、つきのような費用については地方自治体にたいする助成措置を講ずる。

9 土地区画整理事業に要する費用

(1) 都市計画および都市計画事業に要する費用
(2) 港湾施設の建設および改良工事の費用
(3) 河川の改良工事の費用
(4) 海岸保全の新設または改良工事の費用
(5) 公営住宅の建設費用
(6) 砂防工事に要する費用

また、地方自治体がこれらの事業を実施するための資金の獲得については起債の特例を設ける道を講ずる。

8

産業設備公団の設立

低開発地域および産業衰退地域に積極的に工場を配置するため全額国が出資する産業設

備公団仮称を設立する。

新設工場にたいする措置
鉱工業開発地域に新設する工場にたいしては国の税制および財政措置による助成措置を講じ、現在の地方自治体が行なっている工場誘致条例などはすみやかに廃止する。

五、石炭鉱業当面の対策

第一 石炭不況の現状

一、貯炭の推移

政府は原料炭を除く出炭制限を勧告しているが、この程度の施策では、石炭需給のアンバランスの解決策とはならず、貯炭は累増の一途をたどっている。最近の貯炭の推移をみると需要者手持ちとも合わせて一千百万トンをこえ、二十九年不況時の六百二十万トン程度とは比較にならない量に達している。

二、休廃山の実体

石炭不況による休廃山は各所にめだち、実働

三、離職者、未払い賃金の動向

炭鉱労務者は二十八年以降だけでも約十万三千名が職をうばわれている。本年に入ってから三十三年十二月末には七〇八炭鉱と約一一%の減少をみせ、さらに本年四月末には六九九炭鉱に減少した。休廃山のうちでは中小炭鉱の減少がめだち、なかでも九州筑豊地区の減少ぶりがいちじるしい。

第二 石炭不況の原因

一、需要の横ばい

1 石炭消費の相対的減少

昭和三十三年度の国内炭消費実績は、四、七八二万トンで、昨年度より約三九〇万トン、一昨年度より約三七〇万トン減少している。昭和三十一年度の鉱工業生産指数（昭和

三十年歴年＝一〇〇）が一二九・一、三十年度は一四五・三、三十三年度は一四六・三と増加していることと比較すると、石炭消費の減少はいちじるしい。また、わが国エネルギー（電力、石炭、石油、その他）の需要消費の推移（石炭換算）をみると三十年度九、二一八万トン、三十一年度一〇、四九四万トン、三十二年一〇、五三六万トン、三十三年は一〇、六五四万トンと着実に伸びている点からしても、エネルギー部門における石炭消費の相対的減少がめだつていて。

2 消費構造の変化

石炭消費の推移を産業部門別にみると、石炭を流体エネルギーに転換して使用する電力やガスについては消費の上昇がみられるが、国鉄、疏安、化学繊維、紙パルプなどについては減退の傾向にあり、今後鉄鋼部門を除いては、最終使用部門について大きな期待をもてない。

3 豊水による電力用炭減

ここ数年来、出水率は昭和三十一年以降一〇七、一〇八、一一・八と異常な高さをみせており、ために、電力用炭の需要減退はいちじるしい。このため石炭の大口需要である電力産業の消費が三十三年度において計画より四七二万トンも下回り過剰貯炭をかかえる大きな要因となっている。

4 価格の変動

生産が弾力性にとぼしいという石炭鉱業の特殊性から、わずかの経済変動でも大きく需給関係に影響し、このためいちじるしく価格の不安定を招来している。さらに流通機構の複雑化はこれに拍車をかけ、石炭需要の拡大

をはばんでいる。

二、競合エネルギーの増加

1 重油の消費はこのところ年々増大傾向をたどり、三〇年度が一、四三七万トン、三一年度一、七七二万トン、三二年度一、九七六万トン、三三年度二、一九二万トン（いずれも石炭換算）の実績を示している。とくに鉱工業部門への進出はいちじるしい。

2 石炭は重油に比してその操作が不便であるというだけではなく、産炭地が主として九州、北海道に偏在している関係上、輸送費がかさみ、これが需要地において、重油にたいする石炭の割高を來し、重油増加の最大の原因となっている。

第三 石炭鉱業当面の対策

わが国における石炭は全世界の埋蔵量にたいしてわずかに〇・二五%を占めるに過ぎないとはいへ、国内エネルギー資源のすくないわが国においては約二一億トン、現状における確定炭量六四億トンは極めて重要なエネルギー資源である。

しかも、わが国のエネルギー総需要は、今後増加の一途をたどり、昭和五〇年にはトン七、〇〇〇カロリーの石炭換算で、約二億七千万トンの需要が見込まれている。したがってこれにたいする国内供給源としての石炭への期待は、極めて大であり、石炭の重要なエネルギー源としての価値は依然として変わっていない。

今日、石炭鉱業は単なる不況産業から斜陽産業とまで称されんとしているが、これを将来のわが国重要なエネルギー源としての要請に応えさせ、国民経済の拡大発展に寄与させるためには、長期的な展望をもつた抜本的な対策が必要である。

すでにわれわれは石炭鉱業の基本的な政策として石炭鉱業当面の社会化構想を公表している。

そして、この社会化構想を実現することなしには、生産力をより発展させ、安定した低コストエネルギーを供給し、労働条件の真の向上を達成することはできないと確信している。

しかしながら、われわれは、この「社会化構想」を計画的に進めるためにも、石炭鉱業が当面している困難な諸問題の解決が今日、緊急の

課題として要請されていると考え、「石炭鉱業当面の対策」として、つぎのような具体策を提案する。

一、流通機構の整備

1 石炭需要の調整機関を設置する。この機関は異常貯炭の場合には石炭を買い取り、需給の切迫の場合には放出して石炭の需給を調整する。

2 当面、石炭鉱業整備事業団にこの需給調整の業務を行なわせ、貯炭二〇〇万トンを買取らせる。この買い取りに要する資金は政府資金を融資する。

二、価格の安定と引き下げ

1 石炭価格の安定をはかるため安定基価格を設定する。

2 石炭輸送費の引き下げをはかるため石炭専用船を建造し、港湾荷役設備の近代化、合理化を推進する。

三、生産体制の集約化

1 石炭鉱業の近代化を推進し、生産体制を集約してコストを引き下げるために、鉱区についてはつぎのように抜本的な法的措置を講ずる。

(1) 合理的な開発を進めるために鉱区の整理統合を行なう。これにともないその企業の合併その他必要な措置を講ずる。

(2) あらたな鉱区の設定、鉱区の譲渡は許可制とする。鉱業権設定後一定の期間を経てもいまだ開発されない休眠鉱区（適正規模の予備鉱区は除く）については鉱業権を取り消す。また主として今後大規模に開発されるべき特定地域については国が総合的な開発を進める。

2 炭鉱を適正規模に再編成するため、中小鉱の協同化を推進し、国は助成措置を講ずる。

四、需要の拡大

石炭の需要を拡大するためには、固体燃料の流体化および、化学工業用原料としての利用がはかられなければならない。このためつぎのような措置を講ずる必要がある。

(1) 石炭消費の合理化の一環として山元における低品位炭火力発電を推進し、消費地と

の間に超高压送電線を建設して発電原価の低減による低価格電力の安定的供給を実現する。たとえば北九州地区に火力発電所を建設し、阪神地区に送電する。

- (2) 山元における一般炭の完全ガス化を推進し、山元から消費地へパイプラインを施設して、都市燃料ガス、合成原料ガスを供給する。

将来の方向としては常盤地区から宇部、

北九州地区をつなぐパイプラインを建設し、京浜、東海、京阪神などの沿線諸都市を縦貫さす。

石炭化学の推進

石炭ガス化、石炭液化など、石炭化学を推進する。

研究体制の確立

- (1) 石炭資源の活用と需要の安定拡大に資するため特殊法人「石炭総合研究所」を設立し、完全ガス化の中間テストプラントを建設する。

- (2) 工業技術院資源技術試験所を充実する。

五、労働条件および労働能率の向上

- 1 炭鉱を適正規模に再編成するに際しておこる労働力の移動については、国はこれを計画的に再配置する。

- 2 賃金、その他労働条件については、その向上をはかり、とくに坑内労働者の労働時間を短縮する。

- 3 災害の防止、保安、作業環境の整備をはかり、労働能率を向上する。

六、炭鉱離職者対策

- 1 炭鉱失業者の多発地域については新規産業の誘致、公共投資の重点的実施、公共事業の拡大、失対事業費の国庫補助率引き上げなどをおこない、積極的に雇用の吸収をはかる。

- 2 離職者の移動を容易にするため再雇用地にいたとえば遠賀川水系の総合処理、筑豊炭田の深部開発、有明炭田の総合開発、宇部海底炭田の早期開発などを具体的に推進する。

- 2 離職者の移動を容易にするため再雇用地にいたとする簡易住宅の建設を促進する。

七、審議会の設置

- 石炭の長期需給計画を策定し、石炭価格の決定、鉱区の整理統合、その他石炭鉱業の需給に関する重要事項について審議するため、「石炭

鉱業審議会（仮称）」を設置する。この審議会は、経営、労働、消費に関する各代表および学識経験者をもって構成し、政府が任命する。

石炭不況地帯に対する緊急措置

石炭鉱業の不況は、各地に休廃止坑を累増させ、合理化法にもとづく炭鉱買い上げの進捗と相まって、すでに今日大量の失業者の発生をしているが、さらに今後炭鉱離職者の激増が予想され、大きな社会問題となりつつある。

しかも、こうした離職者の集団的発生は、関係自治体財政を大きく圧迫し、関連商工業者の経営をもおびやかしている。

わが党は、かかる石炭不況の実体を、現地において、つぶさに調査してきた結果、国の責任において、速刻着手しなければならない緊急問題が、あまりにも多いことを痛感した。

いまや、石炭危機にともなう諸問題についての打開策は、一刻の猶予を許せない。すみやかにつぎのような緊急措置を講じなければならぬ。

第一 行政措置をもつて緊急に実施すべき事項

一、石炭鉱業離職者緊急就労事業の実施

国は、石炭鉱業離職者の集団発生地域を指定し、特別ワクを設けて、つぎの措置を講ずる。

- 1 公共事業などへの失業者吸収計画を拡大し、くり上げ実施すること。

- 2 公共事業、失対事業費は全額国庫負担とすること。

- 3 離職者の移動を容易にするため移動費、簡易住宅設置費、収容施設費などの必要経費について特別の措置を講ずること。

- 4 大規模な職業訓練のための必要措置を講ずること。

二、鉱害復旧事業のくり上げ、資金の長期融資

- 1 鉱害復旧事業をくり上げ実施すること。

- 2 事業実施にともなう鉱害権者負担分については長期融資の措置を講ずること。

三、過年度災害復旧事業のくり上げ実施と、今次災害の早期着手

- 四、遠賀川など河川の総合処理および深部開発の促進

遠賀川など河川総合処理事業のくり上げ実

施と総合処理計画の早期実施および筑豊、宇部などにおける深部開発促進のため必要な措置を講ずること。

五、関係市町村財政にたいする特別措置

1 石炭不況にともなう財政の収入減、支出増については地方交付税交付金のくり上げおよび特別交付税の増額措置を講ずること。

2 生活保護費については一定率をこえた分について市の負担分を軽減すること。

六、炭住問題の処理

買い上げ炭鉱炭住および水道施設は関係市町村に払い下げて管理させるよう措置すること。これにともなう必要経費については特別交付税で考慮すること。

七、産炭地発電の促進

電源開発計画を一部修正して、低品位炭利用地による産炭地発電所および超高压送電線の建設を促進すること。

また電力用重油については、豊水率に応じてその使用量を削減すること。

以上の諸項目については、直ちに行政措置を

六、農業基本法要綱第二次草案

一、農業基本法作成の経過

わが党は、本年一月、農業、農民団体の要望

にこたえて農業基本法要綱第一次試案を発表

し、各界の意見と批判を求めつつ、その完成のための研究討議を重ねてきた。この間、自民党においても農業基本法策定の動きがみられたが、自民党は、この問題を契機にして自民党農政の矛盾が露呈されることを恐れ、問題を回避する方向に軽換した。すなわち、農林漁業基本問題調査会を設置して二年間調査するということによって、当面を糊塗しようとしている。

わが党は、この自民党的無責任な態度を糾弾しつつ、日本農業の将来の発展の展望を明らかにすべく、ここに農業基本法要綱第二次試案を発表し、天下の与論に問わんとするものである。わが党は、第二次試案に対しても重ねて各界の批判を仰ぎ、また全国農民諸君の意見を求

もって処理し、予算の繰り上げ実施、及び臨時国会までは予備金支出をもって充当すること。

第二 臨時国会及び通常国会における立法措置

- 行政措置をもって処理した予算の繰上げに對しては臨時国会において補正予算を組むこと。
- 石炭鉱業整備事業団に貯炭二百万トンを買取らせて需給調整をはかるため石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正をおこなうこと。
- 需給拡大を図るため石炭総合研究所の設立および完全ガス化のための企業化立法ならびに建設予算を組むこと。
- 炭鉱を適正規模化するため、休眠鉱区の開放、および鉱区の整理統合を早急におこなうよう立法化をはかること。また、中小炭鉱の協同化を進めるため、国の助成措置を立法化すること。
- 集団的失業者発生地域に工場誘致を容易にするため国の助成措置を立法化すること。
- エネルギー源の開発総合エネルギー計画の樹立をはかるため、動力省設置法を提出すること。

め、これをさらに完璧化するための努力を継続せんとするものである。

二、農業基本法作成の趣旨

わが党の綱領、農林政策（第十三回党大会決定）、農民運動要綱（第十四回党大会決定）には、すでに農業、農民問題についてのわが党の諸政策が明らかにされている。これを農業基本法という形において立体化、体系化し、社会主義にいたる過程の日本農業發展の道すじを示すことが必要である。いうまでもなく、わが党はすでに、日本經濟を全体として社会主義にむかって前進させるための長期經濟計画を策定しているが、この農業基本法及びそれにもとづく農業發展長期計画は、この長期經濟計画の一部をなすものである。

この農業基本法は、日本社会党政権のもとにおいてはじめて全面的に実施されうるものであ

ると同時に、また自民党政権のもとにおいても、農民運動の大衆的な力を背景として部分的にその実現をはかることが可能である。従って、わが党の基本法は、農民の政治意識を高め、農民団体、農業団体の運動の方向を指導するための旗印となるべきものである。

三、農業の発展を阻む原因

わが国の農業及び農民は、古代以来、つねにその時の支配者によって搾取されてきた。明治維新後においては、農業及び農民は寄生地主制の搾取に加えるに、さらに資本主義の発展のための犠牲とされた。また、屡次の帝国主義戦争は農村の人的、物的資源を荒廃させ、この間に独占資本のみが肥え太った。この結果、わが国農業は、他産業にくらべ、また外国農業にくらべて決定的にたちおくれるにいたつた。従つて、そのたちおくれを回復させるために、日本農業をとりまく悪条件を抜本的に改善することは、国の当然の責任である。

第二次大戦における敗戦後、一時弱体化した独占資本は、土地を求める農民の革命的エネルギーを解消させる目的をもって、不徹底な農地改革を行つた。同時に、重税、低米価供出、インフレ等を通じて農民を収奪した。独占資本は、労働者、農民の搾取によつて戦前を上廻るほどに資本を蓄積し、設備を近代化し、その立ち直った体勢を利用して、今やあらゆる面から農業、農民に対する圧迫を強化してきている。独占資本は次のような方法によつて農業、農民を圧迫している。

第一は、高い農業資材と安い農産物との価格差であり、加えるに不合理な流通過程において中間搾取を行つてゐる。

第二は低米価を支柱とする低賃金政策により労働者収入をおさえ、食料消費構造の高度化を妨げ、農産物消費の頭打ちをきたしてゐる。

第三は大企業の合理化、近代化の結果雇用吸

収力を停滞させ、失業者を増大し、膨大な農村滞留人口の負担を農業、農民にかぶせてゐる。

かくて、独占資本主義のもとでは、日本農業は零細な家族経営のまま衰退の一途をたどるのみである。

さらに、自民党政権は、表面上は農業保護政策をよそいながら、自己の選挙基盤培養のた

めのギマン政策に終始し、独占資本に奉仕するための農民支配体制を強化しつつある。

第一に、自民党政権は、山林原野の高度利用を怠り、農用地の拡大を妨げている。不徹底な開拓政策を放任し、未墾地の利用をせん延し、山林原野の実測調査すら実行しようとした。これは自民党政権が独占資本及び大山林地主の利益をまもる当然の結果である。

第二に、自民党政権は、農業の生産共同化に熱意をもたず、孤立した零細過小農のまま農民の階層分化を放置し、農民の団結と協力を妨げている。またその農政の下請機関として農業団体を濫設し、農民の力を分散弱化させる政策をとっている。

第三に、自民党政権は、低米価政策を強行し農産物価格安定対策を怠つてゐる。また、食糧不足の緩和にともない、アメリカの余剰農産物輸入によつて国内農業を圧迫するとともに農業保護政策を後退させ、農林予算を年々削減してこれを再軍備と独占資本強化にまわしてゐる。

第四に、自民党政権は、政治ボスと官僚の支配体制をつくりあげ、地方団体の自主性を窒息させ、農業の発展を抑制してゐる。

このような自民党政権を打倒し、独占資本の支配体制を変革することなしには、日本農業の飛躍的発展と、抜本的な農民の地位向上を実現することは不可能である。

四、農業基本法によつて達成せんとする目標

一、農民所得の増大をはかり、農業と他産業との所得の不均衡を是正するとともに、農民の

基本的人権を守り、農村の生活と文化の向上をはかり、都市と農村の地域差を解消する。

二、食糧の国内自給を達成するため、国の責任において農業長期計画を策定する。

1 永い保守党の農民軽視の結果立ちおくれてゐる生産諸条件は国の責任で計画的に改善する。

2 農業の発展を妨げてゐる諸原因をとり除くため、山林原野等国土の利用を高度化し、農用地を拡大する。

3 総合的食糧対策を確立し、栄養摂取の合理化をはかり、食生活を改善する。

三、農業の共同化体制を確立し、経営規模を拡大して、過小農を解消する。

- 1 農地改革の成果を前進させつつ、近代的な農業共同化を促進して、経営規模の拡大と經營形態の高度化をはかる。
 - 2 農業生産組合を法制化して、零細農を解消し、生産共同化の飛躍的発展をはかる。
 - 3 官僚的行政機構を改革し、地方自治体の自主性を強め、農業団体の生産活動を積極化する。
 - 4 農林業試験研究を拡充し、新しい農業技術とその指導体制を確立して積極的に機械化、有効化を推進する。
 - 四、農産物の価格を安定し、生産と消費の需給を計画化する。
 - 1 農産物価格安定制度を強化するとともに、肥料、飼料、農機具、農薬等の農業資材は国家管理とし、安価な供給を確保する。
 - 2 国内農産物と競合する無計画な外国農産物の輸入を規制する。
 - 3 農産物の生産を計画化し消費の拡大と輸出の増大をはかり需給を調整する。
 - 4 農林水産物の流通機構を改革し、市場を国及び地方公共団体が管理する。
 - 5 農業災害補償制度を改革し、公的性格を明らかにし、農民の所得を補償するよう完備する。
- 五、国土の総合開発と産業構造の再編成により農村の過剰人口を解消する。
 - 1 国営による大規模な開墾、干拓、土地改良、畠地かんがい、農業資源の開発、交通網の整備等により、国土の総合開発を積極的に推進し農村二三男の就業につとめる。
 - 2 農村工業の育成と地方産業の振興をはかる。
 - 3 農村地域計画と工場立地条件を調整し農業用水と工業用水等の開発調整をはかる。
 - 4 鉱工業振興と産業拡大計画及び労働社会政策の整備拡充よって農村の余剰人口を吸収する。
 - 5 國際協力の下に農業移民を推進するため、財政的援助を強化する。
 - 六、農業長期計画達成のため、資金を画期的に増大し確保する。
 - 1 国は農業長期計画に見合う予算を計上し確保しなければならない。

- 1 農地改革の成果を前進させつつ、近代的な農業共同化を促進して、経営規模の拡大と經營形態の高度化をはかる。
 - 2 農業生産組合を法制化して、零細農を解消し、生産共同化の飛躍的発展をはかる。
 - 3 官僚的行政機構を改革し、地方自治体の自主性を強め、農業団体の生産活動を積極化する。
 - 4 農林業試験研究を拡充し、新しい農業技術とその指導体制を確立して積極的に機械化、有効化を推進する。
 - 四、農産物の価格を安定し、生産と消費の需給を計画化する。
 - 1 農産物価格安定制度を強化するとともに、肥料、飼料、農機具、農薬等の農業資材は国家管理とし、安価な供給を確保する。
 - 2 国内農産物と競合する無計画な外国農産物の輸入を規制する。
 - 3 農産物の生産を計画化し消費の拡大と輸出の増大をはかり需給を調整する。
 - 4 農林水産物の流通機構を改革し、市場を国及び地方公共団体が管理する。
 - 5 農業災害補償制度を改革し、公的性格を明らかにし、農民の所得を補償するよう完備する。
- 五、国土の総合開発と産業構造の再編成により農村の過剰人口を解消する。
 - 1 国営による大規模な開墾、干拓、土地改良、畠地かんがい、農業資源の開発、交通網の整備等により、国土の総合開発を積極的に推進し農村二三男の就業につとめる。
 - 2 農村工業の育成と地方産業の振興をはかる。
 - 3 農村地域計画と工場立地条件を調整し農業用水と工業用水等の開発調整をはかる。
 - 4 鉱工業振興と産業拡大計画及び労働社会政策の整備拡充よって農村の余剰人口を吸収する。
 - 5 國際協力の下に農業移民を推進するため、財政的援助を強化する。
 - 六、農業長期計画達成のため、資金を画期的に増大し確保する。
 - 1 国は農業長期計画に見合う予算を計上し確保しなければならない。

農業基本法要綱第二次草案

2 農民に直結するよう補助金の制度をあらためる。

3 農林金融体系を抜本的に改革し、農民の蓄積した資金の農村還元をはかり、利子補給制度を強化し、長期低利の資金を確保する。

一、目的的
この法律は、日本農業の生産力を飛躍的にひきあげ、国民に必要な食糧及び原料の自給を確保し、もって国民経済の発展を促進するとともに、農民の所得及び生活水準を高め、その社会的地位を向上させることを目的とする。

二、国の責任

1 国は前号の目的を達成するため、農業政策及び財政、金融、貿易、価格、租税など各般にわたり、農業に対する特別な保護助成策を講じなければならない。

三、農業計画

1 前項の計画には、土地開発利用計画、農産物の消費及び輸出入に関する需給計画、農業経営の近代化、共同化及び技術の改善に関する計画、就業人口の配置計画、及び以上の計画実施に必要な財政金融計画をふくむものとする。
2 每年、前年度の農業報告書及び毎年の農業政策要綱を作成し、これを国会に提出しなければならない。

四、農地（土地）の所有と利用

1 國土は国民に与えられた天然の資源として公共の利益に合致するよう最高度に利用しなければならない。國は土地資源の開発と土地利用の高度化のため、速かに地籍、利用現況、土地分類等の実測調査を行い、土地利用区分を設定しなければならない。
2 國は、土地資源の利用が國の定める土地利用区分に合致しない場合は、その所有者

又は管理者に対し必要な制限を加えることができる。土地利用区分に従い農用地として利用すべき国有、公有、民有の林野については、国は、買取あるいは利用権設定等の方法を通じて、これを農民の組織する農業生産組合に所有、管理あるいは利用せしめることができる。

4 農地は耕作する農民に所有せしめることを原則とし、未解放小作地は漸次耕作者の所有に移すものとする。

5 国は、農業生産基盤の強化のため、土地利用区分に基く開墾、干拓、土地改良等の事業を強力かつ急速に実施しなければならない。

五、農業経営の共同化、近代化の促進

1 国及び地方公共団体は、農民の共同組織を強化し、営農の合理化を促進する。

2 国及び地方公共団体は農業経営の有効化を画期的に促進する。

3 国は、総合農業協同組合の下に、生産面の共同体として農業生産組合の組織を促進し、これに共同事業及び共同施設の助成、機械の貸与、長期低利資金の貸付及び税制上の特典など育成の措置を講ずるものとする。

4 国は、総合農業協同組合の規模適正化、経営内容強化を促進し、農業生産面の指導を活発に行わせる。

5 国は農林畜産業に関する試験研究施設を充実し、指導普及事業と試験研究事業の連携を密にし、また全国に農業サービス・センター網を設けて経営、技術の近代化を推進する。

六、農産物の流通の合理化と価格安定

1 国は、勤労階層の水準を高めることにより国民食糧消費構造を高度化して農産物の国内需要を増大するとともに、輸出農産物の市場拡大についても積極的にこれを開拓する。

2 国は、日本農業と競合する外國農産物の輸入を規制するとともに、必要な輸入関税政策をとり、国内農業を保護しなければならない。

3 国は、生産費及び所得補償の原則にもと

づき、米麦の主食管理制度を維持し、またその他の各種農産物の価格支持制度を強化しなければならない。また、国は、農民が農産物価格の決定に参加する権利を保障する。
4 国は、農業協同組合の共販体制強化を促進し、そのため必要な、農林畜産加工、倉庫、市場設置等の農協の事業を援助しなければならない。また農林水産物の卸売市場を国及び地方公共団体の管理のもとにおり、農産物の生産、出荷、輸送を計画化、合理化する。

七、農林予算と農林金融

1 国は、農業計画の実施のために必要な農林予算を確保し、その使用を合理化することによって資金効率を高めるべく努めなければならない。

2 国は農業に対する財政投融資を大はばに増額し、また農協系統資金の系統外流用を規制し、これららの資金の運用を一体化することによって、農業に対する長期低利資金の供給を確保しなければならない。

3 国は、農林金融の利子引き下げ、償還期限長期化に努めるとともに、農業経営を圧迫している固定債務については、債務打ち切り、償還延期等の措置を講ずるものとする。

八、農民の権利

国は、農民組合法を制定し、農民の団体交渉権等の諸権利の擁護と、農民の地位向上のための自主的な組織を育成しなければならない。

九、農村生活と文化

国は、農村生活の集團化を進め、交通、通信、水道等の施設、住宅の改善、文教、保健、社会福祉施設等を整備して、農村の生活と文化を向上せしめ、すみやかに都市との格差を一掃しなければならない。

七、当面の水産対策（案）

第一回大会において、包括的な水産政策が確立された。この水産政策を前提とし、かつ、これにもとづいて当面の水産対策をつぎのごとく定め、その実現に努める。

甲 沿岸漁業対策……

「沿岸漁業振興と漁民対策要綱」による。

乙 内水面漁業対策……

「沿岸漁業振興と漁民対策要綱」による。

丙 沖合漁業対策

沖合漁業は戦後いちじるしい発展をとげ、総

漁獲高中に占めるその比重は、一九三四・六年平均二三%（遠洋漁業を含む）から、五七年には三四・七%に増大した。しかし、そのような発展が計画的な政策にもとづいたものでなく、主として弱小資本による激しい過当競争の結果として、いわば無計画的に達成されたことは、この漁業にいくたの矛盾を生ぜしめ、漁獲の増大がかならずしも経営の向上と安定をもたらしていない。したがって、沖合漁業対策はなによりもこの点に回答を与えるものでなければならぬ。

一、基本方針

従来の増産偏重政策から経営の安定政策への転換を期し、経営の近代化を促進するとともに過剰操業力の抑制をはかる。

二、具体的対策

1、漁場の確保

巨大資本による沖合漁業への進出をおさえ、沖合漁場を原則として中小資本漁業の漁場として確保する。

2、経営近代化の促進

漁業協同化の推進による過剰操業力の抑制、過当競争の排除、経営規模の適正化、生産力の引き上げを内容とする経営の合理化・近代化を促進し、経営の向上と安定をはかる。

3、魚価対策の推進

多獲大衆魚を中心とする魚価の崩落を防ぎ、経営の安定をはかるため、別項沿岸漁業振興と漁民対策要綱に規定するごとき魚価安定法定法（仮称）の制定を含む強力な魚価安定対

策の確立を期する。

四、労使関係の近代化と漁業労働者の待遇改善

雇用の近代化、賃金制度の改善（不漁のときでも生活できる最低賃金制の基礎の上に、奨励歩合を上積する）。社会保障制度の拡充と完全実施、船員法の適用範囲の拡大（五トン以上の漁船まで拡大する）などにより労使関係の近代化をはかり、漁業労働者の地位の向上と生活の安定を期する。

五、軍事基地、演習場の撤廃による利用漁場の拡大をはかる。

丁 国際漁業対策

戦後の急激な漁業生産力の発展は、水産資源の無尽蔵を前提とする公海自由操業の原則をと抵しょくするに至り、さいきんの北洋漁業をめぐる日ソ漁業交渉および南水洋捕鯨における捕鯨頭数国別割当問題にあきらかなるとく、公海漁業のあり方はいまや真剣な再検討を要請されることとなつた。

国際漁業におけるもっとも重大な課題は

1 資源の保存措置を強化しつつ、関係国間ににおける漁業資源の配分をいかにするかという問題であり、かつ、これとの関連において、いかにしてわが国の公正な利益を守り、国際漁業を発展させるかの問題である。

2 同時に、国内において漁場および漁業が一部の巨大資本によって独占されるのを防ぎつつ、各階層間における配分をいかに合理化し、漁業の繁栄をもたらすかをうちだすことである。

一、基本方針

公海概念の変化に応じた操業方法を確立し、関係諸国との漁業協定締結による協定漁業を推進するとともに、従来の増産偏重政策から経営合理化政策への転換をはかり、かつ、一部の大資本による漁場独占の排除と漁場の民主的利用を促進する。

二、具体的対策

1 調査研究機関の拡充にもとづく合理的な

漁業の確立を期する。

生産計画の樹立

調査研究機関の画期的拡充をはかり、水

産資源の状態および数量変動の法則などに

関する科学的調査研究を行なうとともに、

科学的調査にもとづく合理的な生産計画の

樹立をはかる。

2 経営の合理化・近代化

漁業政策の基本方向を従来の増産偏重か

ら経営安定の方向に転換、適正船型、適正

経営規模の確立など、操業ならびに経営の

合理化・近代化をはかる。

3 協定漁業の推進

資源保存と関係国間における合理的かつ

公正な配分による国際漁業の恒常的な発展

をはかるため、関係諸国と平等互恵、資源

保護、紛争防止の立場に立つ漁業協定を締

結し、協定漁業を推進する。

4 漁場独占の排除

豊度の高い漁場や有利な漁業の一部巨大

資本による集中もしくは独占の状態をすみ

やかに打破し、漁場の民主的利用の促進を

はかる。

5 領海問題の再検討

漁業生産力の発展と国際世論の動きを考

慮してすみやかに領海問題の再検討を行な

い、領海にたいする合理的な態度を定め

る。

6 新漁場の開拓

積極的に新漁場の開発を行ない、国際・

遠洋漁業の恒常的な発展をはかる。

7 魚価安定対策の推進

強力な魚価対策を樹立し、一方で鯨肉そ

の他独占価格の抑制をはかるとともに、他

方、非独占漁業による漁獲物の価格安定を

期する。

8 海外漁業の発展

海外漁業を発展させ、関係諸国との漁業

提携を促進するため、公社組織による海外

漁業開発機構を設立するとともに、一部巨

大資本による海外漁業の独占を防ぐ。

9 水産貿易の振興

貿易の振興いかんが国際漁業そのものの

発展を左右する実情にあるにかんがみ、積

極的に市場の開拓と貿易機構の整備改善を

はかる。

10 漁業労働者の待遇改善

漁業労働者の低賃金、過重労働の上に国

際漁業の発展がはかられている現状を早急

に改め、雇用、賃金、労働条件、社会保

障、健康管理などの画期的な改善による漁

業労働者の地位の向上と生活の安定を期す

る。

11 太平洋における原水爆実験の無条件禁止

太平洋上における原水爆実験は、広般な漁場をうばうばかりでなく、漁獲物の廃棄、魚価の値下がりを招来することによつて、国際漁業、とくに、かつお・まぐろ漁業にとって重大な脅威となつてゐる。無条件、永久禁止の実現をはかる。

二、業種別対策

1 北洋漁業

A 日ソ漁業条約による漁業

(1) 研究機構の画期的な拡充をはかり、

日本独自の調査研究の充実、ソ連との共同調査研究の強化などを通じて、資源の状態および数量変動の法則などを

あきらかにし、科学的基礎にもとづく持続的最大漁獲量の協定に努力する。

(2) フ化放流事業の拡大、河川の保護、害獸害魚の駆除などによる資源の増大をはかる。

(3) 協定漁獲量の配分に当つては、母船偏重を排し、中小漁業や沿岸漁民の利益を考慮した適正な配分を行なう。

(4) オホーツク海水域への出漁再開漁協自営による基地独航方式によるオホーツク海域への出漁再開に努める。

(5) 新事態に対応し操業の合理化をはかるため、船団の縮小、母船買魚価格の適正化をはかるとともに、過剰となつた独航船にたいしては、できる限り、北洋底びきに転換させるなど北洋海域で吸収するよう努力し、転換のための技術および財政援助を行なう。

6 北洋近海におけるいわゆる安全操業は、領土および領海問題と深くからみ合つてゐる事実を率直に認め、平和条約の早期締結と領海問題の合理的な解決

を促進しつつ、そのすみやかな実現を
はかる。

B 日米加漁業条約によるもの

- (1) 現行禁止ラインを撤廃し、西径一七五度以東の海域においてもサケ・マスなどの漁業を行ないうるよう、日米加漁業協定の改定を要求する。

- (2) とくに、十月から開かれる日米加漁業委員会で米加側から要求されると伝えられる禁止区域の拡大あるいは「自肃操業」などの不当な要求にたいしては、断じてこれを認めないものとする。

2 李ライン問題の解決

- A 李ライン問題の早期解決をはかるため、世論を結集し、直ちに政府をしてつぎの措置を強力に推進せしめる。

- (1) 李承晩政府にたいし撤廃方を強硬に申し入れ、応じない場合は有効な手段を講ずるものとする。

- (2) 国際連合、国際司法裁判所、赤十字国際委員会などに問題をもちこみ、国際世論を喚起することにより解決の促進をはかる。

B 武装出漁はかえって影響するところが大きいので反対する。一方、だ捕防止対策を強化するため巡視船の増強、集団的操業方法などの促進、通信施設の充実改善をはかる。

- C 抑留中の漁船乗組員の早期救出のため、李政府との直接交渉、国際連合、国際司法裁判所、赤十字国際委員会への提訴などあらゆる措置を講ずる。
なお、救出までの間、家族の援護、船員への慰問品の発送などに全力をつくす。

3 日中間漁業問題

- A 日中漁業問題の友好的かつ合理的な解決を促進するため、世論の結集をはかり、政府に中国敵視政策の変更と政府による日中漁業協議会と中国漁業協会の間を重ねてあっせんする。

- B 党の訪中使節団の要請によつてはじめられた緊急避難のための話し合いが、すみやかに妥結し、特別措置が実現するよう、日中漁業協議会と中国漁業協会の間を重ねてあっせんする。

4 まぐろ漁業

- A 資源、生産、消費（輸出を含む）の均衡の上に安定的な発展を期するため、総合的な生産計画の樹立をはかる。

- B 適正船型の検討、経営規模の適正化などを、経営の合理化をはかる。

- C 輸出を促進し、かつ、輸出面における過当競争および輸入国による買たたきを封ずるため、輸出体制の整備拡充ならびに強力な魚価安定対策を樹立する。

八、沿岸漁業振興と漁民 策要綱（案）

『沿岸から沖合、沖合から遠洋へ』を旗印とし、もっぱら外にのびることのみを追及してきた日本漁業はさいきんの国際環境の変化によって外への発展が困難となつたのを契機に、眼をふたたび沿岸漁業に向けざるをえないこととなつた。しかし、疲弊しきつた沿岸漁業の振興は、たんに、一、二の施策を思いつきで施すことをよつてこれを期することは不可能である。

沿岸漁業の振興は、一つにかかる、いかにして生産力を高め、かつ、生産した魚類を適正

な価格で販売するか、また、そのため漁業協同組合をいかに強化し機能を發揮させるかにある、というも過言ではない。したがつて、漁業の協同化、漁場豊度の向上、漁場調整、技術改良および流通改善、漁協の強化ならびにそのための助成、財政投融資、金融などの施策を総合的かつ強力に実施するのでなければとうていその成果を期待することはできない。独占資本の代弁者である自民党やその政府に、眞の沿岸漁業振興策を求めえないのはいうまでもない。

われわれがとくに、抜本的な沿岸漁業の振興対策をうちだし、積極的にその実現を期せんとするのはこのためである。

一、目的

生産基盤の強化確立、漁業経営の改善合理化、強力な魚価安定対策の実施、水産金融の確立、漁業協同組合の強化拡充などの施策を大胆に実施することにより、沿岸漁業の生産力および所得をたかめ、漁業経営の安定と漁民生活の向上をはかる。

二、生産基盤の強化確立および生産力の向上

沿岸漁業における生産力の維持増大をはかるためには、生産の基盤を強化し、漁場の豊度を積極的に高めるとともに、生産手段の近代化および技術の改良を促進することが必要である。そのため、つぎの施策を積極的に推進する。

1 漁場の確保と民主的管理の推進

イ、沿岸漁場を漁民の生産の場として確保するため、漁業法の改正を行ない、資本漁業の沿岸漁場への侵入を抑止するほか、沿岸漁業から独占、巨大資本を排除する。

ロ、沿岸漁業に確保された漁場の民主的管理をはかるため、つぎの施策を推進する。

(1) 漁協の民主化を促進し、漁場管理の民主化、効率的利用の促進をはかる。

(2) 漁業調整委員会の民主化をはかり、本来の機能を發揮せしめるため、つぎの措置をとる。

a 漁調委選挙法を改正し、階層別選挙を実施する。

b 学識経験委員及び公益代表委員の選任には、漁民側委員の同意を要するよう改める。

c 委員には生活できうるだけの待遇を与える、下層漁民と雖も委員の職務に専念できうるようにする。

d 漁民の政治意識を高め、かつ、漁調委制の重要性を周知せしめるための啓発宣伝を行う。

沿岸増殖事業の実施

漁場の豊度を高めるため、全額国庫負担（ただし小型漁礁等については、三分の一国庫、三分の一県負担とする）による増殖およびフ化事業並びに漁場の改良、造成事業を積

極的に推進する。このため、沿岸増殖振興法（仮称）を制定するとともに、大型漁礁等の実施に必要な機関を設置する。

3

水質汚濁による漁場荒廃の防止並びに臨海工業地帯設置等による漁場喪失対策の樹立イ、水の国家管理による漁場荒廃の根絶を期するため、水質二法案の完全実施を促進しつつ、同法案の強化をはかる。

ロ、臨海工業地帯の設置等による漁場の喪失に対する代替漁場の獲得その他による漁場喪失対策の樹立をはかる。

4 養殖事業の推進

以上の施策により漁撈の発展をはかるとともに、養殖事業の飛躍的な発展を期するため、次の施策の推進をはかる。

イ、養殖事業の発展を期するため、漁場の改良造成、種付け、フ化事業及び餌料研究等を積極的に推進すると共に、技術指導財政援助等の措置を講ずる。

ロとくに、海湾養魚事業の急速な発展をはかるため、海湾養魚普及五ヶ年計画を樹立し、漁協自営による海湾養魚事業の普及に努力する。

5 調査研究機構の整備拡充

従来の場当たり行政を廃し、科学的基礎に立ち、長期的展望をもった水産行政を確立するため、調査研究機構の画期的拡充をはかり、水産資源の総合的調査研究を行い、それにもとづいて資源の繁殖、漁場利用及び生産の計画化を行う。

6 生産手段の改善並びに技術の改良、そのための指導体制の整備拡充

以上の施策によって資源の培養と漁場の大をはかりつつ、生産手段の改善並びに技術の改良普及を行う。

イ、老朽、低性能船の代船建造並びに漁具の近代化。漁船漁具の老朽化による過重労働と操業の危険を解消し、併せて生産力の向上と経営の合理化を促進するため、考査漁船器具並びに小型低能船の更新、無動力船の動力化をはかる。

ロ、三十一国会に党が提出した水産業改良助長法の早期成立に努力し、水産改良研究員、水産専門技術員及び水産改良普及員制

度の確立拡充をはかとともに、水産改良普及センターの設置、漁村における自主的研究團体の育成強化に努める。

7 漁港施設の整備

漁港修築予算の大幅増額とその重点実施によって、漁港整備計画の早期完成をはかるとともに、局部改良事業の実施、漁港機能施設の完備、被災漁港の早期復旧、漁港区域内の海岸保全及び船だまり、避難港の建設を推進する。

8 沿岸漁業振興重要地帯の設定

沿岸漁業依存度の高い海域については、前記の沿岸漁業振興施策による成果をさらにためめるために、当該海域に応じて立案された総合計画に対する助成を拡充することによって、当該海域の綜合的振興をはかる。

三、漁業経営の改善と近代化

漁業経営の改善と近代化を促進することによって、漁業経営の改善と近代化を促進するため次の推進をはかる。

1 経営規模の適正化と生産の協同化

系統的な指導を行うとともに、金融、助成等と結びつけることによって、経営規模の適正化、生産の協同化を促進する。協同化の促進に当つては、網組、生産協同組合、漁協自営等それぞれの条件に応じた形をとり、漸進的にこれを行う。

2 多角経営による経営の安定

技術指導の強化、助成措置等の実施による多角経営の普及及び副業の発展をはかる。

3 系統購販事業の強化

イ、系統購買事業の発展による燃料、漁網等の生産資材及び生活用品の確保並びに価格の引下げをはかる。

4 災害補償制度等の確立

経営の安定を期すため次の諸制度の確立拡充をはかる。

イ、天災による災害の国家補償制度の確立

ロ、掛金の大幅引下げ、補償限度引下げ、加入資格の緩和、国による再保険の実施等を

含む漁業共済制度の改正とその全面実施の促進をはかる。

ハ、漁船保険法を改正し、無動力船、小型船の加入を促進する。

5 税制改革による税負担の軽減

次の措置により税負担の軽減をはかる。

イ、不漁災害対策準備金制度の確立

6 転業対策の推進、漁業人口の減少

イ、他産業への転換を希望するものに対しても、転換先のあせん及び転業資金の貸与等を行う。

7 転業機構の整備改善と魚価安定

ロ、過剰人口の他産業への転出を容易にするため、職業教育の推進をはかる。

ハ、他産業の収容力の増大をまつて漁業人口の大幅な減少をはかる。

四、流通機構の整備改善と魚価安定

支持価格制度の欠除、流通機構の不備にもとづく魚価の低落を防ぎ、経営の安定をはかるため次の諸施策の推進を期する。

1 魚価安定法（仮称）の制定

多獲大衆魚に対する魚価安定法の制定による魚価の安定、独占漁業による漁獲物の價格の抑制をはる。

2 生産及び消費地対策

イ、生産及び消費地における市場の改革を行ふに公的性格をもたしめるとともに、施設の整備充実をはかる。

ロ、生産及び消費の中心地に、国又は公営による保藏施設を整備し（冷凍工船の整備を含む）必要に応じて買い上げを行う。

ハ、生産及び消費地における系統利用の強化発展、とくに地元加工の育成、共同販売事業の拡大をはかる。

ニ、生産及び消費地における加工事業を積極的に振興すると共に新製品の研究普及並びに質の向上をはかる。

ホ、農繁期でも手軽に利用できる加工製品の研究。簡易冷蔵庫の設置など、農山村を对象とする流通機構拡充を行い、農村市場の開拓をはかる。

3 輸送対策

イ、大衆魚に対する国鉄運賃の主食並扱いの実現、遠距離通減制の強化をはかる。

ロ、冷凍車、冷凍船の定期的増強、自動車輸送網の整備拡充をはかる。

4 一般対策

イ 水産物輸出の振興、とくに沿岸漁民による塩干物等の輸出増進をはかる。

ロ 水産物の鮮度保持及び包装の研究改善をはかる。

五、漁民生活の安定向上

漁民生活の安定向上をはかるため、次の措置を講ずる。

1 漁村、漁民、漁業労働者に対する社会保障、社会福祉、文化、娯楽施設の完備

イ、労災保険法を改正し、五トン未満漁船乗組員への強制適用をはかると共に、漁民にも適用できるようにする。

ロ、失業保険法、健康保険法を改正し、沿岸漁業労働者への強制適用をはかる。

2 増殖事業及び漁協自営による海面養魚事業への過剰労働力の吸收をはかる。

3 一二、三男、婦女子に対する仕事と生活の保障、他産業への転出を容易にするための斡旋援助

六、階層別金融制度の確立による水産金融の改善

不健全な前期的金融への依存を改め、制度金融を中心とする水産金融体系の確立を促進し、次の実現をはかる。

1 制度金融のなかに、漁家層を対象とする特別枠を設け、原資の増額による低利資金の飛躍的増大をはかり、とくに、老朽漁船、低性能船の代船建造、無動力船の動力化、経営の合理化、転換、災害復旧等に要する資金に対しては、利子の低減免、支払期間の延長その他保護措置を併用する。

2 系統融資に対しても、利子補給、損失補償、債務保証等の併用によって、系統金融機関の保護を図りつつ、漁家負担の軽減を行う。

3 一般金融機関からの漁家層に対する融資の増大をはかるため、中小漁業の融資保証法に必要な改正を行う。

4 高利債務を整理し、漁家経営の安定をはかるため、高利債務の低利借りかえ、支払期間の延長、一定期間の利子減免等を行ふ。

5 貸出手続の簡易化をはかり、手軽に必要資金が入手できるようにする。

七、漁業協同組合の強化拡充

以上の政策の推進は、強力な漁協なくしては、到底達成されない。しかるに、現在の漁協の多くは、漁業権の所有並びに管理団体としての機能といわゆる漁協本来の経済団体としての機能との相矛盾する性格によつて、充分な機能を発揮していない。漁協の民主化を促進するとともに、次の措置を強力に推進することによつて、漁協を真の漁民のための組織に改め、漁業の協同化及び沿岸漁業振興の担手につくりかえる。

1 漁業権管理と経済事業を分離せず、機能の分化をはかることによって、漁協の一層の強化をはかる。

2 漁業権は原則として漁協に与えるよう漁業法の改正をはかる。

3 漁協自営、生産組合方式その他を通じ、漁業の協同化を促進するよう必要な指導と援助を与える。とくに、漁協自営による海湾養魚事業の推進をはかる。

4 地域組合から業種別組合の分離をはかる。但し、分離に当つては、機械的に行なわず、条件を整えつゝこれを行うものとする。分離に至るまでは、業種別部会の設置による運営の改善をはかる。

5 労働者組合員については、当分現行のままとし、労働部会を設けるなど運営の改善をはかることとし、労働者の労働組合への結集と見合いつつ改めて検討する。

6 協同購販事業や信用事業等の経済事業の強化をはかるため次の措置を推進する。

イ、従来の連合会に対する整備促進措置を継続すると共に、不振単協のうち自主的整備を行ふ組合を援助するため、第三十一国会に社会党が提出した「漁業協同組合整備特別措置法案」の早期通過をはかる。

ロ、合併その他のによる組織の拡大をはかる。

直ちに組織を拡大することが困難な場合は、近接地区の漁協が協同して施設をつくり、或いは事業を行いうよう指導する。

7 系統組織の整備充実を促進し、経済事業の発展と指導の強化をはかるため、それぞれの機能に従つて強力な中央機構（例えは中央会組織等）をつくる。

八、当面の内水面対策

河川工事、ダム建設、水質汚濁等により、衰退の傾向を強めている内水面漁業を振興し、漁民生活の安定をはかるため、次の措置を強く推進する。

九、交通運輸政策

交通運輸の事業は、國の凡ゆる産業、經濟の基幹をなす動脈である。

戦争のために、わが國の海運は壊滅し、戦後十五年にして尚もとに復さず、陸運も亦、海運の如き壊滅こそ脱れたが、歴代保守政府の消極的施策と、度重なる災害のため、國鉄、通路、その他の輸送機関も、産業の復興速度と、人口の増加に追随出来ない現状である。

わが党は、わが党政権を想定し、長期經濟計画の策定に対応して、これに見合うよう、次ぎ通りの交通運輸政策を策定した。

一、海運

一、海運企業の現状

(1) 十四次に亘る計画造船の推進は外航船腹を五百萬総額トン余一戦前の八割程度一にまで回復することに成功したが、戦時補償の打切りと国際的に無類の高金利、他人資本に依存せざるを得なかつたため、大半の企業は金利の支払に汲々たる有様で膨大な未償却累積を抱え全くお先真晴という外ない。一方計画造船の枠外におかれた近海海運は尚多くの改EとD型が残存し、その非生産性と過剰状態から、これまた慘たんたる状態である。

(2) この事実を船員労働の面からみると、外航船にあっては金利支払のために無理な運航と過重労働が強いられ、内航にあっては生命の危険におびえつ、働くを得ない状態である。

(1) 二、海運政策策定の基調
商船隊の増強と質的改善
現在におけるわが國の貿易においても邦船

1 湖沼、貯水池、河川における人工化、放流、養殖事業の推進

2 水質汚濁防止、河道の保護
3 内水面漁業の実態に即した漁業法、漁業協同組合法の改正

の輸送化率は六〇%にみたない。今後、わが國経済の発展と國民生活水準の向上を実現するためには貿易量の拡大を図らなければならぬが、それ対応する商船隊の増強は國家的要請である。そして輸出入物資の邦船積取比率を改善し、更に三国輸送による外貨獲得の必要性に鑑み、當面わが商船隊は老千萬総トン程度を目標にして増強する必要がある。

(2) 世界の商船隊は逐年改善進歩をとげ、その近代化と経済化はいぢぢるしいものがある。これとの国際競争にさらされるわが国商船隊は量的増強とともに船員の改善を平行して行う必要がある。

前時代的な在来船や輸入船、殊に戦時標準型船舶の解徹代替は焦眉の急務である。現在

内航に使用されている所謂改E型船にあっては経済的理由以前の海上安全の見地から放置することは罪悪といって差支えない。

三、対策と政策の方向

(1) 外航海運助成と企業態勢の整備

外航海運は国際市場においてのみ存立し、国際市場においてのみ競争しなければならない。

この理由から世界いづれの国においても、一般産業設備資金に対する金利水準とは別に、海運に対しては特別の金融措置を講じ、他国海運との競争に堪え、正常な企業の運営が可能となるよう、積極的な助成を行つていふ。

これに引きかえ、わが國の場合は、その助成が適当でない。

時価五千三百億円余の戦時補償が打ち切られ、戦災のため丸裸になつた海運は建造資金

の八割を他人資本に依存し、そのため、現在三千億円に近い負債と、これに対する高金利のため、未償却の累積は日増しに増大しつつある。もしあが国海運の現状をこの段に放置すれば正に收拾の出来ない危局に直面している。

この危局を開き、国の経済に及ぼす海運本来の使命を達成させるためには、急速に次の如き根本的対策を樹てる必要がある。

イ 未償却累積の一定期間棚上げ措置を講じ各企業毎に、年八分以上の利益配当が可能となつた場合その余剰分より年賦償還をさせること。

ロ この、国の措置と平行して、各企業も亦更に積極的な企業の合理化による安定策を講じ、与論の方向を直視して、經營規模の適正健全化を計らせる。

(2) 国内海運対策

国内海運の現状は、自由設立主義に基く零細弱少企業の乱立と船腹過剰による不当競争下に呻吟し、昏迷を続いている。

また同時に極めて非能率な戦標船、考朽船の多くを抱えている。従つてその体質を近代的に改善することが、絶対的要件であり、急務である。

これがため当面における政策として次の如き方策を講ずる。

イ 海上運送法その他の関係事実法に抜本的再検討を加え、企業の乱立防止ならびに零細弱少企業の協同化、合同化を促進し、公正競争が確保できる如くする。

ロ 国内海運業をすべて免許制、またはこれに近い登録制にする。

ハ 国内海上運賃は、すべて許可制とする。

ニ 内航船舶の建造調整を図るために立法措置を講ずる。

ホ 国内旅客船の振興を図るために、離島振興法に基く離島産業の振興を積極化するとともに、国内旅客船公団の資金の充実と航路補助金の大幅な増額を行う。

外航船腹増強と質的改善のための助成造船産業の規模と、世界海運の大勢に順応する長期計画を策定し、少なく共、年間六十万総トン程度の新造を図ること。

(3)

この場合、不経済低性能船、老朽船を解撤し代替新造方式を併せて進める。

イ 定期航路の整備と、就航船舶の優秀化

ロ 一般貨物船の専用化と、大型化によってその経済化をはかる。

ハ 南米移民船に対する定期船建造費との価格差補助

ニ 改E型船の一定計画に基づく政府買上げと近海適船の建造

ホ 右の長期計画造船を実現するため、造船用鋼材を國際水準に価格値下げの措置をとり、船価の低減をはかると共に、併せて造船業の安定をはかる。

ヘ 六十万総トンの内訳

一、定期船 十五万総トン

一、油送船 二十五万総トン
専用船

一、解撤代替 二十万総トン

(4) 建造方式

イ 定期船は現在の定期航路經營企業に限定し、各企業の合理化実績とともにらみ合せ航路状況に応じて割当てる。

ロ 大型貨物船、油送船は金融ベースにより割当てる。

ハ 近海商船は被買上船主に優先して割当てる。

(5) 建造資金の調達と船舶の共有

イ 每年財政資金四百億円程度を、船腹増強と質的改善のため予算化する。

ロ 日本船舶公団（仮称）を設立し、財政資金を政府の出資として十六次計画造船以降の建造船舶は公団と船主の共有とする。

ハ 共有の公団持分は、船主より等額年賦買取り方式をとり、この買取り額は金利、用船料相当額を加味して國際水準を超えない額とし期限は二十年とする。

ニ 公団組織の人的構成は、各企業の中より有能な經營経験者、技術者をこれに当て、各企業と対等の立場において民主的な運営をはかる。

ホ 政府出資額の比率は、定期船九割、その他六割とする。

(6) 運航助成

イ 航路の拡張と維持のため、南米移民船を含め、不採算航路には航路補助を行う。
ロ 船舶固定資産税の内外航の不均衡を是正し合理化する。

ハ 船体保険料を適正化する。

四、海難防止対策

- (1) 船舶航行の安全を保持するため、航路標識、海洋気象観測の整備充実をはかる。
- (2) 海難損害をなくすため、又漁業の安全操業をはかるため海上保安庁の巡視船、救助船を増強する。

五、港湾設備

- (1) タンカーを始め、外航船舶の大型化に適応するため、主要港湾の整備を促進する。
- (2) 主要港湾の改修、施設の造営に当り、港湾管理者の負担率を軽減する措置を講ずる。
- (3) 港湾関係政府出先き官庁の総合庁舎を建設して、行政事務の能率化をはかる。
- (4) 港湾荷役関係事業の近代化を促進する。

六、船員対策

- (1) 新船の建造に際し、不経済低性能船の解撤を行うため、船員の雇用関係の移動が激しくなるので、これが雇用の共同化をはかる。
- (2) 船腹の増強と、船質改善の推進に伴い、所要船員の確保、雇用の安定、技術水準の向上を期するため、次ぎの施策を行う。
 - イ 船員教育機関の整備充実をはかり、賃費制度の復活、学費の軽減措置等によって優秀人材を吸収する。
 - ロ 特に船員の再教育機関を充実して、船員需給の調整と、質的向上をはかる。
- ハ 労資団体による船員職業紹介の機関を設置し、その能率化と雇用の安定をはかる。
- ニ 国内主要港湾都市に、国費と地方自治体の費用をもって、船員の福利厚生施設を整備拡充し、船員の宿泊、娯楽、慰安措置に万全を期する。

ホ 長期に亘り、第三国間の輸送に当る船員のため、外国港湾都市に、宿泊、福利厚生施設を造る。

二、陸運

- 陸上運輸交通の機能を強化充実し、さらに国の経済活動に即応する輸送力を高めるための鉄道、道路、その他の輸送機関等の一貫性をはかり、向後十ヶ年間を目途として次の拡充計画を実施する。

道、道路、その他の輸送機関等の一貫性をはかり、向後十ヶ年間を目途として次の拡充計画を実施する。

一、鉄道

- 1 東海道線の広軌複線による新幹線は政府資金をもってこれを建設する。
- 2 基礎施設、車輌の更新を行い、運転諸施設を改善する。
- 3 幹線の複線化・電化及びディーゼル動車化の促進により輸送力を強化する。
- 4 青函連絡の海底線の建設、及び明石、鳴門海峡架橋を促進し、本土と北海道、四国間の輸送を増強する。
- 5 新線建設の予定線のうち自動車輸送を適當とするものは自動車道に切換える。
- 6 日本国有鉄道は公社制度を維持し、運営を合理的に改善するとともに、その公共性を強化する。

二、道路交通

一般道については、一級二級国道及び都道府県道の補修整備を促進し、道路公団を国有自動車道公社に改め国土開発縦貫自動車道及び有料道路の建設を行う。

A 國土開發縱貫自動車の建設

- 1 次の国土開発縦貫自動車道の建設を促進し、自動車輸送力の増強をはかる。

中央自動車道	神戸—東京間	四五〇杆
東北自動車道	青森—東京間	六六〇杆
中国自動車道	神戸—下関間	四八〇杆
- 2 さらに引続き北海道全線、九州、四国のか国土開発縦貫自動車道の建設を実施する。
- 3 国土開発縦貫自動車道の機能を十分發揮させるため青森、函館間に、鉄道のパイロット・トンネルを利用し、特別列車輸送を行ふ。

B 一般道路の整備促進

- 1 一、二級国道の改良並に舗装
- 2 一、二級国道橋梁の永久橋架換
- 3 都道府県道及び市町村道の改修を促進する。

C 路面交通の安全保持

- 1 鉄道、軌道の踏切りを除去し立体交差に関する立法措置を講ずる。
- 2 道路運送事業法を改正し、路面交通の秩

序維持とその安全性を向上する。

三、都市交通の緩和

大都市内の交通を緩和するためには次の措置を実施する。

1 都市交通の一元化をはかり、乗換駅その他混雑緩和と、通勤通学時間の短縮をはかる。

2 東京、大阪、名古屋、神戸市内に縦貫自動車道に連絡する高速自動車を建設する。

(約一七〇糠)

3 大都市の路面混雑を緩和するため、地下鉄網を延長し、路面電車を順次バス輸送に転換する。

三、航空輸送

1 航空輸送の近代化と輸送力増強のため航空機及附属設備の改善を行う。

2 国内、国際航空の運営改善とその合理化のため航空輸送の一元化をはかり、公社制度を新設する。

一〇、金融政策

(案)

現在の金融実態

巨大銀行と一体となつた大企業群が、いまやわが国経済を支配し、政治権力の背骨となつてゐる。戦後われわれ革新勢力の成長はいちじるしいが、これを追ひこして、巨大銀行と大企業の強固な結合が戦前なみに回復し拡大している。われわれは、かれらの主要な武器となつてゐるインフレ金融政策をとらえ、分析し、これに対抗するわれわれの金融政策を確立せねばならない。

かれらの金融政策の最大の特徴は、日本銀行を意のままに利用して大企業が必要とする資金を、日銀貸出しによって造り出している点にある。本来、日銀貸出しは通貨量調節の見地にたつて短期的であるべきである。しかるに、現在では巨大銀行が大企業に貸出しする資金は、その銀行の預金量の範囲をこえて日銀貸出しによつてまかなわれており、日銀貸出しの大部分が

3 航空輸送の安全度を高める諸施設の改善と

その充実をはかる。

4 国内の航空管理権を完全に回復する。

四、気象

1 海陸を通じ綿密な気象観測、気象変化の正確な把握及び迅速適確な象報を行つたために必要な諸設備の改善適正な人的配置を行う。

2 高層気象観測を充分に行つたため必要な資材設備を完備する。

3 定点観測用船の建造及び氣予観測用航究機を配置する。

4 ソ連及び中国との緊密な気象情報の交換を行つた。

5 産業気象の充実をはかり、関係各省と連絡機関を設ける。

五、行政機構の改革

1 運輸省を交通省と改称して交通運輸行政の一元的運営をはかるため必要な改革を行う。

長期資金に固定している。したがつて、これは預貯金のうらづけのない日銀単独の信用膨張、つまり完全なインフレ融資である。景気不景気の別なく、戦後一貫してこの方針が堅持され、大企業に資金が集中し、そのかげでは中小企業、零細企業、農林漁業、そして労働国民生活はつねに物価高に追いかられ、資金不足をなげてきつた。経済成長のあまい汁は大企業に吸いとられ、残りかすだけが大衆に与えられてきた。インフレの利得を大企業に集中してきたハイドローン(預貯金高を上回る貸出しの増加状態)は正のための支払い準備金制度の発動、企業の資本構成が借入金本位である点の是正のために自己資本調達の証券市場の強化などが主張されている。これらの諸点は、巨大銀行と大企

業を中心とする総資本にとつても、内部調整を必要とする矛盾にはちがいないが、かれらの金融政策は、諸矛盾をはらんだまま、つぎの目標にむかっている。その目標とは、大企業が世界的な海外市場拡大競争にうちかつたために、経営合理化、設備更新増大の資金をばく大に集中することである。この過程に、いぜんとしてインフレの危険はつきまとい、大企業本位の経済体制維持がつづけられてゆくのである。

われわれの金融政策

わが党の当面の任務は、社会主義経済建設の展望をもって、現在の金融体制を各金融機関内部から改造し、金融制度全般にわたる改革を行ないつつ、社会党政権初期における金融体制を整備確立することにある。

われわれが実現せんとしている社会党政権当初の金融体制とは、完全雇用を目指とする経済計画にそって、計画に資金調達配分してゆく強固な体制をつくりあげることと、その間に高水準な資金需要を維持しつつ、しかも金利の引下げをはかり、たえずインフレを警戒してつねに資金量調達をはかって、円価値の維持につとめてゆくことにある。

われわれのいう強固な体制とは、

1 巨大銀行の系列金融体制を改革して、すべての長期金融機能を完全に国家金融機関に吸収する。当面は、この方向にむけての民間金融機関の民主化と再編成を促進する。証券業もこの方向にそって改革する。企業の資本構成は、過小資本による不当収益にたいして超過課税をかけて、かつ資産再評価を促進して、自己資本充実にむかわしめる。

2 経済の二重構造の下積みになっている中小企業、零細企業、農林漁業にたいして、低利資金を豊富に供給する強力な金融体制を確立する。当面、ただちにこの方向にむけて関係金融機関の再編成と資金増額などを促進する。

3 日本銀行は国有国営とする。当面は、日銀にたいする保守勢力のひもつき支配より脱却してゆくために、日銀運営の民主化を徹底してゆく。

4 財政金融を通じて、資金調達配分計画は国

が一元的に決定する。当面は123の条件と対応しつつ具体的な実施可能な計画をたててゆく。

金融政策の具体策

1、民間金融機関の再編成

民間金融機関の長期金融と短期金融のおの一定金額以上の貸付けは、すべて国の資金計画の方針にしたがわしめるとともに、国の長期財政融資機能を強化する。

イ、長期金融専門機関

日本長期信用銀行、興業銀行、不動産銀行を、開発銀行とともに、政府関係長期金融専門機関に編成替えする。

当面は、信託銀行と生保損保会社を民間における長期金融専門機関とする。

ロ、短期金融専門機関

普通銀行（市中銀行、地方銀行）、相互銀行、信用金庫、信用組合を短期金融専門機関とする。長期金融を直接行なわなくなることによつて生ずる貸付け減にたいする預金残の余裕金は、国の資金計画の決定にもとづいて発行される金融債または公債、社債の引受けに当てる。とくに地方銀行以下の金融機関の分は、住宅、中小企業関係の金融債の引受けに当てる。

普通銀行は中小企業のために一定額の少額以下に限り長期金融を自主的に行なうことができる。

三、当面の銀行経営是正

銀行資金の流動性を確保し、大企業にたいする貸付け固定化を阻止する。

イ、支払い準備金制度を即時発動する。

ロ、預貸率（預金にたいする貸出しの割合）の最高限度を法律をもつて制限する。

ハ、一件当りの貸出額は、銀行自己資本の一割以内に、法律をもつて制限し、大企業にたいする集中融資を制限する。

ニ、銀行の店舗や施設の新增設にたいする規制を強化して、過当競争を制限する。

ホ、経営の民主化

(1) 預金者、債務者の銀行にたいする苦情

處理機関を、中央ならびに地方財務部ご

とに新設する。

- (2) 銀行検査を強化し、検査報告を国会に提出せしめる。

底する。委員の身分保障を確立し、委員は専従制とする。
委員会決定にもとづく日銀業務にたいし、政府は業務執行を命令することはできないことをする。

二、政策金融の強化

零細企業を主体とした中小企業、農林漁業、労働金庫活動にたいする金融については、これの保護助成のために国の政策金融を強化する。

1 農林漁業関係機関

イ、組合系統金融の整備

A 農林中金および信用組合連合会の余裕

金の員外貸付けの制限を強化する。

B 農林漁業振興資金ワクを創設し、これにたいする財政資金の利子の補給を行なつて、零細農漁民にたいする貸付けを拡大する。

ロ、制度金融の強化

財政資金を資金源とする農林漁業金融公庫（自作農創設資金を含む）、農業改良技術導入資金、開拓者資金の原資を出資および融資の両面において新規に二千億円を目標として増額し、農林漁業近代化のための資金供給につとめる。

2 労働金庫

イ、労働者の相互積立金融機関としての特殊機能の育成につとめ、とくに勤労者にたいする信用貸付業務を拡大する。
ロ、政府資金の一時的預託のみならず、財政融資を大幅にうけ入れるため、各金庫の親機関としての連合会の機能を強化する。
(中小企業については別に取扱う)

三、日本銀行

1 社会党政権成立当初に日本銀行を国有国営に移す。国の金融政策は、資金計画の決定執行を担当し日本銀行は通貨量調節を任務とする。

2 日銀の民主化

現在のように官僚と独占資本とが結合して金融機能を専有している段階では、日銀の機能を彼らの政策押しつけから防止する第一歩として、日銀運営の最高方針を日銀政策委員会が決定し、外部からの圧迫を排除しうる現行制度を堅持し、さらに強化する。

委員会の構成に、あらたに中小企業、労働者、学識経験者を加えて委員会の民主化を徹

四、資金計画構想

1 資金計画委員会を行政委員会として内閣におく。本委員会は大蔵省主計局（予算編成担当）とともに、将来設置される経済計画省の一部となる。

五、財政投融資の重點化

1 財政投融資方針の決定

財政投融資計画の基本方針ならびに年次計画は資金計画委員会が決定する。

2 財政投融資の役割

イ、國の要求する必要資金の供給のうちで、政策の重点対象に財政投融資はむけられるのである。財政投融資は民間金融の補完が役割ではない。

れ、金融における財政資金の役割はますます重大になる。

われわれは、豊富で低利な資金を中小企業、農林漁業、住宅建設、産業関連施設の建設に投融資し地方債などの引受けを行な

3 歳出予算の役割

一般会計予算ならびに特別会計予算にわたって、利子補給、損失補償、債務保証のための歳出を増額して、政策金融機能を強める。

一一、文教政策策（案）

保守党政権下における文教政策の現状は、外部からは、米政府の強い圧力により、内部においてはこれに便乗して、再度の日本帝国を夢みる軍国主義者の圧力により、次第に憲法改悪、再軍備へと国民を誘導するための教育の推進にほかならない。すなわち、教育行政機構の中央集権化、教員の身分と政治活動の束縛、社会教育に対する国家統制さらには教育課程の改悪等一連の反動文教政策の策謀は、われわれの断じて許容せざるものである。

わが党は、わが党政権を想定し長期経済計画の策定に対応して、日本国憲法ならびに教育基本法の精神に則り、新しい日本の民主的教育を確立するため、次のような「文教政策」を策定した。

一、教育行政

(1) 教育委員会制度の共選制を実施するとともに、教育委員会に予算の送付権、執行権をもたせる。

(2) 「中央教育審議会」（内閣の諮問機関）の権限、機構の改革を行い明文化する。権限一答申は政府を拘束する性質をもつ、機構構成の分野を明文化する。

二、教育制度

(1) 大学制度（国公立）の抜本的検討

1 大学の施設、設備、教授陣等の不均衡を是正し、大学の格差を解消する。これにより特定校への集中入学を排除する。

2 高等学校在学中の認定による詮衡制度の実施をはかり、大学への入学試験の撤廃を期す。

3 大学に学区制をおき、一学区（二～三県単位）に少くとも一大学院を置く。

(2) 教員養成制度

(4) 幼稚園
教員の給与ならびに施設は五割国庫負担とする。

(5) 小中学校
教育負担法を制定して合理的運営をはかる。教員の給与、定数ならびに施設は五割国庫負担とする。

(3) 高等学校
教育負担法を制定して合理的運営をはかる。教員の給与、定数ならびに施設は八割国庫負担とする。また学校施設金融公庫（施設費を耐用年数に応じて毎年積み立ててゆく）を設け、施設の充実につとめる。

教員養成は、四年制大学を修業した上でさらに大学における一年間の教員養成課程を通じて行う。

(3) 高校への全員入学
高等学校への志願者の全員入学をはかり、学区制を堅持する。

(4) 幼稚園、保育所
勤労青少年（十五才～十九才）を雇用しているものは必ず一定時間、定時制高校に通学させる機会を与える義務を負わせる。

(5) 特殊教育
幼稚園、保育所の施設、設備を拡充し希望者の全員入園をはかる。

三、教育財政
(1) 大学
大学の運営に必要な予算を確保し国の責任を明らかにするため、單独立法措置（大学財政法）をこうづる。

(2) 中央教育審議会
教育負担法を制定してその合理的な運営をはかる。教員の給与、定数ならびに施設は五割国庫負担とする。

べき地教育振興法によりこれを解決する。

1 寄宿舎及び教員住宅の新設

2 テレビ、ラジオ、電話、発電装置、スク

ール・バス等は八割国庫負担

3 べき地教員の恩給年限の加算（級地により勘案する）。

(6) 私立学校

1 私立学校法を民主的に改正する（親屬經營の排除。評議員の公選制の実施。理事会の機構及び運営の民主化）

2 私立学校振興法を改正する（私立学校振兴会の民主化と補助金の復活、学校法人にのみ補助する。文部省の諮問機関として新たな「私学審議会」を作り、この権限を強化し授業料、入学金、父兄負担等の適正な規準を定め、各私学はこの私学審議会の議を以て文部大臣の認可を受けねばならないものとする。また私学に対する寄付金は損金として計算し課税を免除する。）

(7) 父兄負担の軽減

地方平衡交付金積算の基準及び方法を改め、それに見合つてPTAの寄付行為を解消する。

(8) 養護教諭、事務職員、給食関係職員、用務員等の身分、定数の確保と待遇の合理化を実現する。

四、教育内容

(1) 教科、教育課程、学習指導要領

文部省は教科を定める。中央、地方は「教育課程審議会」に諮問して学習指導要領の試案を作成する。そして各学校は教育課程を編成する。なお「教育課程審議会」は学識経験者、現場教師をもって構成する。また全教科による正しい道徳教育を推進せしめる。

(2) 教科書行政

1 教科書の検定は、発行者または著作権者の申請により教科書検定委員会が行う。

2 教科書の検定の基準は、教科書検定委員会が中央教育課程審議会の議を以て定める。

3 教科書の選択は、校長が教員全員の意見を聞いて行う。

1 五、児童生徒と教師対策

児童生徒対策

(1) 幼稚園、小中学校を児童生徒のための健全な遊び場として開放し、これを地方教育委員会が管理し専門の指導員（社会教育主事）等をおく。

(2) 児童センターを新設し、公園、幼稚園等の外生活向上のため指導員をおく。

(3) 幼稚園、小中学校、定期制高校に対する学校給食を実施する。

(4) 児童生徒災害補償法を制定し、小中学校全児童生徒が義務教育学校の管理下に発生した災害に対して、国家補償を行う制度を新設する。

(5) 明るい学校運営と教師の労働条件の改善

(1) 明るい学校運営の確立

(2) 教員の勤務評定と管理規則の撤廃

(3) 教員の公選制の実施と教頭制の廃止、職員会議の制度化の実現。

(4) 生徒の自治活動の促進とPTAの民主的運営。

(1) 勤務時間、給与の適正化をはかり、福利厚生施設を充実する。

(2) 労働条件の確立

(1) 公務員法を身分法に改正して、労働法を適用する。

(2) 政治活動の自由を確保するため教育二法を撤廃する。

(3) 勤務時間、給与の適正化をはかり、福利厚生施設を充実する。

(1) 教師の自主的研究制度の確立

(1) 教師の自主的教育研究活動を確立するとともに官製教育研究集会を排除する。

(2) 内外留学制度を確立する。

(3) 現職教員の研究制度を確立する。

六、社会教育

(1) 社会教育センターとしての公民館を各市町村に設置する。そのため国は公民館の施設、設備、運営費について二分の一を負担する。

(2) 体育文化センターを新設し、その施設、設備の二分の一は国庫負担とする。

(3) 青少年、婦人諸団体などの民主化と育成をはかる。そのため、民主的な青年団の育成につとめ、国際交流を促進する。

(1) 子ども会、4Hクラブ、青年学級、農漁

村青年婦人会など民主団体および各種サークル団体の育成とユースホステルを建設する。

(3) 勤労青少年クラブを新設する。

(4) 教育環境をあかるく浄化する。そのため文教地区の設定を確立する。

(5) 環境浄化運動を展開する。児童映画館を設置し、また教育映画の作製を奨励する。

(6) 優良文化財、スポーツ用具は減免措置をこうする。

(7) スポーツ振興をはかる。国民スポーツの健全な育成を推進するため、いたずらな選手主義、プロ中心主義を廃止する。

資料

当面の外交方針（案）

米、ソ両国でさえ話しあってみようとしている今日、力の政策はすでに時代遅れとなってしまった。話し合いの外交は分裂のない国連への道である。このような情勢においては、東西陣営のいすれにも属さない中立諸国の方にはいつまつた。大きな期待がかけられる。社会党の唱えてきた積極中立の外交、すなわち、いかなる軍事同盟も結ばず、冷戦に介入することなく国際対立の緩和に積極的に努力し、いかなる国とも共生していく外交はその真価を發揮する。日本の真の独立と平和を確立し、さらにアジアの緊張を緩和する道をみずからきり聞く時はまだ。これが日本の国際的地位を高めるゆえんでもある。

一、当面の民族的課題

自民党政権は世界のこの大勢に眼をとじ国民の望みを無視して米国との軍事的結びつきを強め中ソとの対立をことさらに深めている。この外交路線をきりかえることが緊急な民族的課題

(1) 小中学校にプールなどの体育施設を完備せしめる。

七、科学技術教育

- (1) 小中高校から大学までを通じて学校教育における基礎的科学教育の充実をはかる。また小中高校の理科の実験、実習、標本室の整備につとめ、施設、設備を更新する。とくに高校、大学については画期的な改善により面目を一新せしめる。
- (2) 理科教育振興法、産業教育振興法の抜本的改正を行なう。
- (3) 理工科系学部を拡充するとともに私学および民間研究所にたいし、大幅に必要な国の助成を行なう。
- (4) 科学技術センターを設置し、わが国の科学技術の発展向上に寄与せしめる。

となっている。それは安保条約の解消と日中国交回復とを大きな軸としている。

(1) 安保条約体制の打破

(A) 日米安保条約改定の阻止、安保体制の打破は、現在政府が企図している条約の改定交渉、国会におけるその承認を阻止することからはじめる。この条約改定は、改定と称してはいるが米国のバンデンバーグ決議にもとづく新らしい条約を結ぶものであつて、それは相互援助による軍事同盟にほかならない。この新条約はつぎのような危険が含まれている。

- (1) 相互援助条約であつて、日本は戦力をもつて米国と協力することになりあきらかに憲法に違反する。「憲法の範囲内で」という字句を言いのがれに用い集団的自衛権と個別的自衛権をたぐみに使いわけてごまかしている。
- (2) 米軍の出動、装備については「事前に協議する」といっているが、日本の拒否

権が明示されていないかぎり、これは米軍に白紙委任状を渡すことである。

(ii) 核兵器のもちこみを阻止する保証はないどころか、この事前協議ということ

で核兵器をもちこめる根拠を与えていた。

(ii) 中ソを仮装敵国とする相互援助条約であるために緊張を激化するとともに日本が戦争にまきこまれる危険はさらに大きくなる。

(iv) 日本が軍備を増強することはこの条約によって義務となり、軍備による国民負担は大きくなる。

(v) 軍事体制の強化とともに民主主義の破壊はさらにはげしくなる。

(vi) 妥協を許さない斗いによってこのような危険な改定を阻止しなければならない。

(B) 安保条約の解消のための国内体制の強化改定阻止によって国内の諸条件は大きな変化をみせるであろう。自國のものであれ外国のものであれ、軍備をもつことは憲法違反であるという立場にたって、左の諸要求をかかげて安保体制打破の国内運動を強化する。

(i) 外国の軍事援助の拒否、自衛隊の強化阻止

(ii) 米軍の撤退、軍事基地の撤去

(iii) 沖縄、小笠原の返還

(iv) 日本の核武装、米軍の核兵器もちこみ

反対、さらに国会による非核武装宣言。

広般な国民運動を基礎として確立される国内体制こそが安保条約解消の基本的条件である。

(v) 安保条約解消のための国際的努力

安保条約の改定を阻止することによつて日本が積極的中立を行なえる条件はさらに大きくなる。台湾問題、朝鮮問題などアジアの全般的緊張緩和のための諸方策をすすめながら、安保条約を解消するために左の努力をかさねる。

(i) 中国との国交を回復し、ソ連と平和条約を結ぶ。その際の宣言、条約のなかに相互不侵略の主旨をおりこむ。

(ii) 中米ソ、さらにアジアの関係諸国にはたらきかけ、東北アジア集団的不侵略、

平和保障の体制をつくる。この体制は条約加盟国が侵略しないことを相互に約束するにとどまらず、安全保障の措置を含むものである。この体制のなかで日本のしめる地位は現行憲法の規定にしたがうものであることを明記し、したがつて日本は他国と軍事同盟的な関係にたたないことを関係各国にたいして確約する。

(iv) 中、ソ両国の交渉においては、日米安保条約を消滅する場合中ソ友好同盟、相互援助条約の第一条を消滅させるとの確約をとりつける。

(D) 右の国内体制の強化と国際情勢の展開と平行して米国政府との間に安保条約解消の外交交渉を行なう。

(2) 日中國交の回復

(A) 日中両国間の国交回復、平和条約の締結は極東における緊張緩和と平和達成のために不可欠の前提である。のみならず、安保条約の改定を許すならば日中国交回復はきわめて困難となるであろう。その観点にたち、党の従来の方針、一九五七年ならびに一九五九年、社会党訪中使節団と中国人民外交学会との間にむすばれた共同コミュニケにもとづいて、国民運動を発展させ、日本政府の政策転換を実現させなくてはならない。

(B) 日本政府は(1)安保条約の改定をとりやめ(2)中国と友好を促進する方針をうちだし、(3)国連における中国代表権を支持することにより、日台条約解消を日程にのせ、国交回復のため中国政府と交渉にただちに入ることを要求する。

一、国際緊張緩和のための諸政策

核兵器の禁止

党の基本的主張は原水爆の製造、貯蔵、移動、使用の全面禁止、ICBM、IRBM等窮極兵器の禁止ならびに全面的な軍縮の達成にある。これらの目標を達成する第一歩としてあらゆる原水爆実験の即時無条件禁止を実現する。

(A) まず原水爆保有国による原水爆実験禁止協定のすみやかな締結とすべての国々によ

る原水爆実験の即時禁止を強力にはたらきかける。

とくにフランスのサハラにおける原爆実験にたいしては、A・A諸国とともに

に強力にこの実験実施に反対する。

(B) 日本の非核武装宣言を行なうことによつて日本が核武装を行なわず、日本への核兵器のもちこみを認めないことを内外にあきらかにする。

(C) この基礎に立つて、アメリカ、ソ連、中国、朝鮮の領土等東西両地域にまたがるアジア、北太平洋地域の非核武装地帯の設置のため、関係諸国と話し合い、その実現に努力する。

(2) 沖縄返還の実現

サンフランシスコ条約第三条による信託統治が不可能となつた現在、アメリカの沖縄支配は条約上の根拠をうしなつてゐる。これを國際紛争の問題として国民運動と併行して国連にもちだしアジア、アフリカ諸国をはじめ中立的立場に立つ諸国の協力を求め、国际的支援をうけつつ「沖縄の日本返還」を実現する。

(3) ヨン平和条約の締結

(A) 日ソ平和条約の締結は、日米安保改定阻止と密接な関係があり、日本の完全独立の達成と平和の確保、国际地位の向上にとってきわめて重要な意義をもつてゐる。平和条約の締結を目指として領土帰属問題に関する交渉をただちに開始する。

(B) 平和条約の締結に努力しつつ、両国間的一般的友好関係を深め、とくに経済、文化、科学、人事等各種交流を促進する。

(C) 平和条約の締結と同時に日ソ不可侵条約を締結する。

(4) 朝鮮問題の解決

(A) 朝鮮の平和的統一と国交関係樹立

朝鮮の平和的統一については (1) 外国軍隊の撤退 (2) 兩地域の平和的民主的統一

(3) 人民の自由意思による選挙 (4) 統一された国はいづれの軍事同盟にも属さざること、の四つを条件としてすみやかに実現さ

れることを望む。

朝鮮との正式な国交関係は、統一後に樹立する。

当面の政策

日本は南北朝鮮の分割を固定化するがごとき政策をとつてはならない。

日本は平和的統一の実現にいたるまで、東西両陣営の対立にかかりなく、南北朝鮮との間に平等互恵の立場に立つて各種交流を促進する。

(B)

(1) 北鮮との関係については日朝間の長期経済提携も可能であり、したがつて、直接貿易の実現とその発展を強く促進する。さらにまた人事、文化、経済等の交流を積極的に行ない、そのため必要な代表部を相互に設置する。

在日朝鮮人の帰国についてもその円滑な実施のため努力する。

(2) 日韓関係は李承晩政権の国际慣行を無視した行動によつて、両国間の友好関係はほぼまっている。しかしながら、李ラ

イン、安全操業、釜山抑留漁船員の釈放、大村收容所被收容者の希望地への送還などの当面の緊急の諸問題については

国際法と人道主義の原則に立つて国際世論にも訴え、その解決に努力しなければならない。ただし日韓会談において(1)対日財産請求権問題(2)対日文化財請求権問題(3)在朝鮮日本財産請求権問題(4)船舶問題等、統一政府と交渉すべき基本問題を取り扱うことは適当でない。

(5) ベトナム問題

(A) 対南ベトナム賠償を阻止する。

(B) 船岸首相はゴー・ディン・デエム政府をベトナムを代表する唯一の政権とみなして、ベトナム賠償協定に調印した。

この協定は、ジュネーヴ協定の精神に反しかつベトナムの平和統一に類をおよぼし、かつ内容的に二重払いであるから、われわれはこれに反対する。

(C) ジュネーヴ協定の実施によるベトナムの自由、民主選挙を通ずる平和的統一の実現そのため

(1) ジュネーヴ協定に違反する南ベトナムにおける軍事強化の制止

(2) ジュネーヴ会談参加諸国による協定完全実施の具体的措置が必要である。

(3) ジュネーヴ協定に関連して、ラオスにおける外国の軍事的攪乱に反対する。ラオス

国際監視委員会は直ちに活動を復活させ、ラオスに関するジュネーヴ協定の履行とイ

ンドシナと東南アジアの平和を保障する措置をとる。

国際連合活動

日本は国連においては、自主性を發揮し、また安保条約の制約下であっても可能なかぎりの積極中立外交を開拓しなければならない。当面、日本が自主性を發揮できる題目としては、軍縮核兵器反対、植民地主義反対、後進国援助の諸問題があげられる。なお、今次総会において中国代表権の復活を積極的に支持する。国連における活動はA・A諸国と密接に協力する。

三、国際連帶の強化

(1) 社会主義の連帶

(A) アジア社会党会議

アジア地域においてアジア社会党会議の果たすべき役割は大きく、これが発展する基盤、条件は有利に存在する。それにもかかわらず過去において組織的に弱体化したことは深刻な反省をくわえなければならぬ。したがって、同会議の再建は緊急に着されねばならない。

(1) 将来、社会主義の達成、反植民地主義の強化、中立政策の推進を目的とする活動的な組織としてあらたな加盟政党をも加えアジア社会党会議を強化再編成する。

(2) アジア社会党会議は中東アフリカの民族運動との提携を強化し、その指導的役割を果たす。

(A) そのため、一九六〇年の春を目途として幹事会議の招集をおこない、再建着手する。

(B) 社会主義インターナショナル 加盟党の大

多数が東西両陣営の冷戦緩和にたいしてようやく積極的になってきたが、党は軍縮、

核兵器問題についてインターならびに加盟党をして明確な態度をとらせるよう努力するとともに、さらにインターの西欧偏重、植民地主義の払拭をはかる。

(2) アラブ、アフリカ民族主義運動にたいする援助

民族主義運動との提携を密接にし、これにたいし可能な範囲で精神的、物質的援助を起こなう。その一環として青年指導者をわが国に招致するため、政府、民間による留学生基金を設置する。

(3) 低開発国との経済協力

(A) 国連後進国開発特別基金制度(サンフエド)の実現のため、日本政府が国連において主導的な役割をとるようにする。さらに

アジア社会党会議、社会主義インターナショナルを通じ、これを推進する。

(B) 右の実現のため、社会主義インターナショナルの「後進国開発援助」方針を支持し日本政府にたいしても要求する。

(C) アジア・アフリカ経済会議をバンドン會議の諸決定にもとづき開催するよう関係国にはたらきかける。

(4) 各国との交流

(A) 体制のいかんをとわず、米ソをはじめ各国との交流に努力するが、就中アラブ連合、ユーゴスラビヤ、オーストリア、インド、セイロン、ビルマ、インドネシアなど中立諸国にたいし、積極的に交流をおこなう。

(B) ラテン・アメリカ諸国の民族主義諸政党にたいし、友交的関係を樹立する。

